

Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

3 社会資本の充実とまちづくり

(3) 新たな湾岸道路の計画の早期具体化

提案・要望先 国土交通省

千葉県担当部局 県土整備部



【提案・要望事項名】 新たな湾岸道路の計画の早期具体化

【具体的な提案・要望内容】

- 1 新たな湾岸道路については、外環道高谷ジャンクション周辺から蘇我インターチェンジ周辺ならびに市原インターチェンジ周辺までの湾岸部において、多車線の自動車専用道路として、速やかに計画段階評価に着手し、早期に計画の具体化を図ること。
- 2 千葉県と東京都を結ぶ区間についても検討を進め、計画の具体化を図ること。

【直面している課題・背景】

- 東京都と千葉県を結ぶ湾岸地域には、商業施設や物流施設等が多く、都心方面と千葉県を行き交う人・モノの流れが集中し、慢性的な交通渋滞が発生しており、その解消が喫緊の課題である。
- 今後も、港湾機能の強化や、物流施設の立地等の開発計画に伴う交通需要の増大が見込まれているところであり、こうした状況を踏まえ、湾岸地域のポテンシャルを十分発揮させ、我が国の国際競争力の強化や首都圏の生産性の向上、湾岸地域の更なる活性化のため、必要な規格の高い道路として、多車線の自動車専用道路の計画の具体化が必要である。
- 令和2年5月に、国、県、千葉市、高速道路会社で構成する千葉県湾岸地区道路検討会において、沿線市の意見を踏まえた「千葉県湾岸地域における規格の高い道路計画の基本方針」が策定され、外環道高谷ジャンクション周辺から蘇我インターチェンジ周辺ならびに市原インターチェンジ周辺までの湾岸部について、速やかに計画段階評価の手続きに着手することが確認された。
- 令和3年7月20日に、新たな湾岸道路の早期実現を目指し、沿線市とともに「新たな湾岸道路整備促進大会」を開催し、令和3年9月2日に、大会決議について、国土交通大臣に要望した。

Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

3 社会資本の充実とまちづくり

(4) 千葉北西連絡道路の計画の早期具体化

提案・要望先 国土交通省

千葉県担当部局 県土整備部



【提案・要望事項名】 千葉北西連絡道路の計画の早期具体化

【具体的な提案・要望内容】

- 1 千葉県北西地域の交通の円滑化を図るとともに、地域のポテンシャルを発揮させるため、千葉北西連絡道路の計画の早期具体化を図ること。
- 2 千葉北西連絡道路の検討を進めるにあたっては、速達性・定時制が確保できるよう、自動車専用道路など、アクセスコントロールされた道路として検討を行うこと。

【直面している課題・背景】

- 国道16号は、県北西地域唯一の幹線道路であり、沿線には大型商業施設や物流施設が多く立地し、地域の日常生活や物流などを支える重要な道路である一方、柏インターチェンジから大島田間では県平均の約8倍もの渋滞損失が発生しており、渋滞の解消が喫緊の課題となっている。
- 一方、令和元年東日本台風では、田中調整池の洪水調節のため市道が通行止めとなったことから、国道16号に交通が集中し、混雑が発生した。よって、平常時のみならず災害時にも安定した人・モノの流れを確保するため、千葉北西連絡道路の計画の早期具体化が必要である。
- 現在、野田市から印西市間の概略ルート・構造の検討に向けた道路計画の基本方針の策定を目指し、国、県、関係市で構成する「千葉北西連絡道路検討会」において検討が進められており、令和3年8月30日に、第2回検討会が開催され進め方などについて確認したところである。

Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

3 社会資本の充実とまちづくり

(5) 高規格道路等のネットワーク機能の充実

提案・要望先 国土交通省

千葉県担当部局 県土整備部



【提案・要望事項名】 高規格道路等のネットワーク機能の充実

【具体的な提案・要望内容】

1 東京外かく環状道路の建設推進

(1) 東京外環自動車道（以下、外環道）の京葉道路との接続部である京葉ジャンクションについては、京葉道路千葉方面と外環道高谷方面とを連絡するランプの整備を進め、早期にフルジャンクション化を図ること。また、東京外かく環状道路を完全な環状道路とし、東京湾アクアラインと一体となって、その機能を十分発揮させるため、東名高速道路から湾岸道路間の計画の早期具体化を図ること。

(2) 東京外かく環状道路（千葉県区間）の整備に伴う周辺環境の状況を把握し、必要に応じて適切な対策を講じる等、環境の保全に努め、また本道路と密接に関連するまちづくりのための道路、河川、下水道等の事業を着実に推進できるよう、予算の確保を図ること。

2 富津館山道路の4車線化

南房総地域の交流や連携の強化を図るため、富津館山道路の早期4車線化を図ること。

3 京葉道路の渋滞対策の推進

京葉道路は交通集中に伴う慢性的な渋滞が生じているため、貝塚トンネル付近の車線追加による抜本的な対策について、調査・設計を進め、早期に工事に着手すること。また、車線運用の見直しによる対策効果を検証し、引き続き、必要な渋滞対策を行うこと。

4 東京湾岸道路の整備推進

(1) 東京湾岸道路を構成する国道357号については、塩浜立体及び船橋市域の渋滞対策のための事業を推進すること。

- (2) 東京湾岸道路の千葉地区専用部や未整備区間について、計画の早期具体化を図ること。

5 国道51号等の直轄国道の整備推進

- (1) 国道51号については、交通混雑の緩和や交通の安全性を確保し、道路ネットワーク機能の強化を図るため、事業中である北千葉拡幅、成田拡幅、大栄拡幅の早期整備を図ること。
- (2) 災害に強い、安全・安心な道路交通の確保のため、国道127号防災事業を推進すること。
特に、安房地域における防災ネットワークの強化を図るため、令和2年度に事業着手された館富トンネルを含む川名・富浦地区については、早期に4車線化を図ること。
- (3) 国道409号については、国道16号との交差点から木更津金田インターチェンジ間の4車線化を図ること。

6 幹線道路網の整備促進

圏央道などの広域的な幹線道路ネットワークから県内各地域にアクセスする銚子連絡道路や長生グリーンラインなどの幹線道路のほか、(仮称)押切・湊橋の県境の整備に必要な予算の確保を図ること。

7 重要物流道路に係る地方公共団体への支援等

平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、重要物流道路に指定された地方管理道路において機能強化及び整備推進のため、財政支援を行うこと。

【直面している課題・背景】

- 外環道と京葉道路を接続する、京葉ジャンクションが未完成であり、早期にフルジャンクション化を実現する必要がある。また、東名高速道路から湾岸道路間については、東京外かく環状道路(東名高速～湾岸道路間)計画検討協議会において検討が進められており、計画の早期具体化が必要である。
- 東京外かく環状道路は、環境保全に十分配慮されるべきものであり、県が組織する「東京外かく環状道路連絡協議会 環境保全専門部会(※)」において、国及び高速道路会社により示された東京外かく環状道路(千葉県区間)供用後環境監視計画に基づき、周辺環境の状況を把握し、必要に応じて適切な対策を講じる等、環境の保全に努める必要がある。また、東京外かく環状道路と密接に関連するまちづくりのための事業として、県は、地元の市川市

(9分類22項目)・松戸市から要望されている(都)国分下貝塚線、一級河川高谷川、江戸川第一終末処理場等、今後も着実に整備を進めていく必要がある。

(※) 環境保全専門部会：外環道(千葉県区間)の都市計画変更(都計アセス)の際に環境担当部局から出された意見に対する都市計画決定権者の意見のフォローアップを行う会議体。事業者(国・NEXCO)、県、市で組織。

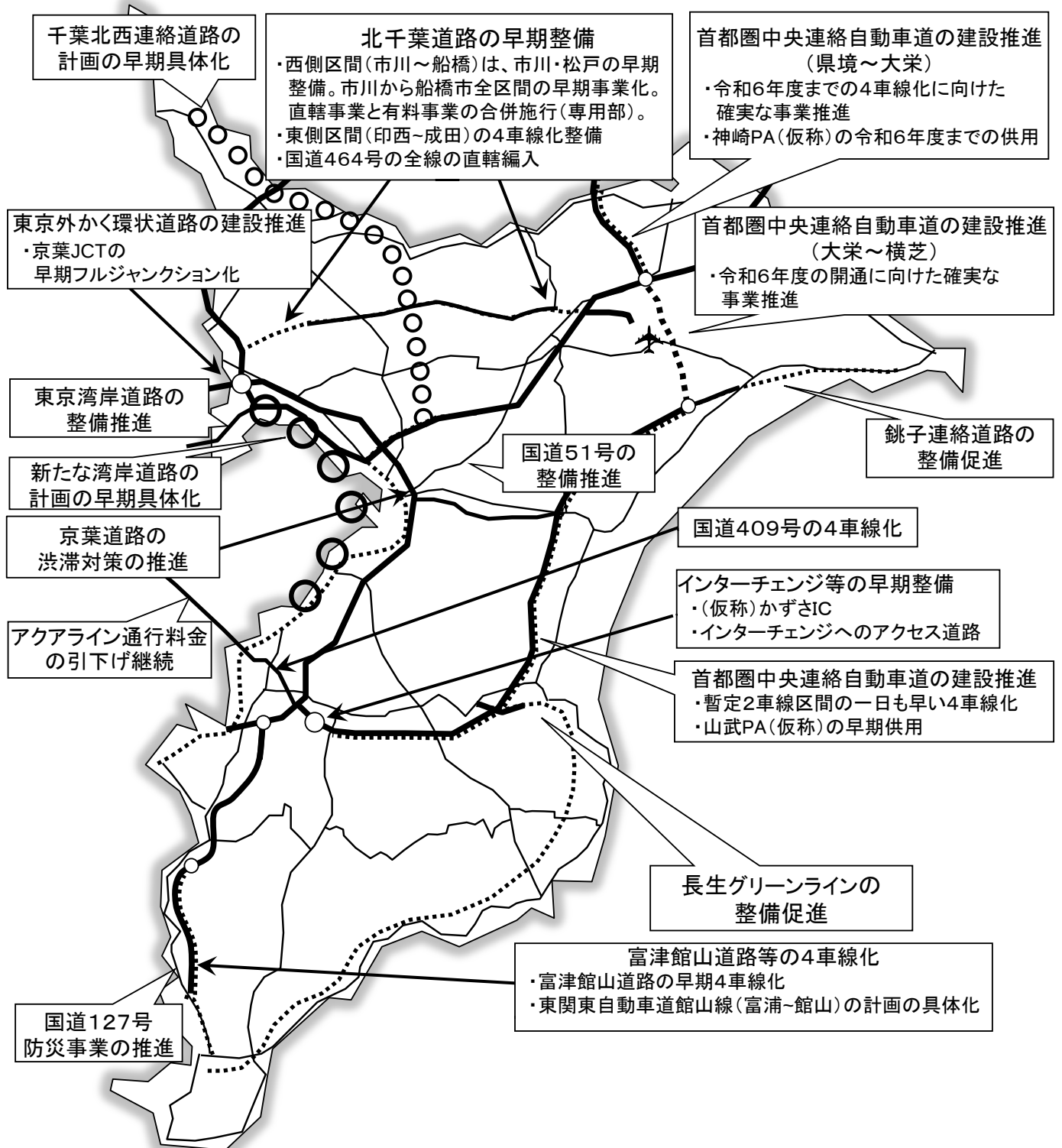
- 富津館山道路は、平成31年3月に富津竹岡インターチェンジから富津金谷インターチェンジ間の一部区間で、付加車線の設置が決定し、令和元年9月には国が公表した「高速道路における安全・安心基本計画」において、全線が4車線化の優先整備区間に選定されている。対面交通の2車線区間であるため、観光シーズンや休日等において渋滞が頻発しているとともに、今後、切迫する巨大地震、激甚化する気象災害等へ対応するためにも、早期の4車線化が必要である。
- 京葉道路の渋滞対策については、これまで千葉県湾岸地域渋滞ボトルネック検討ワーキンググループにおいて、特に渋滞の著しい渋滞箇所が特定され、車線運用の見直しなどの対策が示され、令和2年8月に付加車線の運用が開始された。また、貝塚トンネルについては、円滑な交通確保に向け、車線追加などの抜本的な対策について、調査・設計を進め、早期に工事に着手する必要がある。
- 湾岸地域においては、東京湾岸道路の一部をなす国道357号において、渋滞緩和を目的に交差点改良等が進められているが、いまだ渋滞は解消されておらず、塩浜立体事業や、船橋市域の渋滞対策を進めるとともに東京湾岸道路(千葉地区専用部)の計画の具体化を図る必要がある。また、東京湾アクアライン着岸地周辺地域における、より一層の交通の円滑化を図るため、東京湾岸道路の未整備区間となっている袖ヶ浦市から木更津市間などについて計画の早期具体化を図る必要がある。
- 一般国道51号は、一部区間で4車線化が図られ、交通環境が大きく改善しているが、2車線の区間については通勤時間帯を中心とした慢性的な交通渋滞が発生している。また、本道路は緊急輸送道路の1次路線に指定されており、令和元年の一連の台風・大雨時には、災害時の円滑な物資輸送や救援活動の支援ルートとして重要性が改めて認識されたところであり、事業中区間の早期整備が必要である。
- 一般国道127号は、異常気象時の交通規制区間を抱え、かつ老朽化が著しいトンネル・橋梁、大型車のすれ違いが困難な区間が多くあり、並行する東関東自動車道館山線の代替路の確保の観点からも、老朽化が進んだ狭小なトンネル、橋梁を早期に改修し、安全で信頼性の高い防災ネットワーク

クを確保していく必要がある。

特に、現在2車線となっている館富トンネルを含む約1km区間は、安房地域への支援物資輸送、館山港と連携した緊急輸送ネットワークとして、重要な役割を担っていることから、早期の4車線化が必要である。

- アクアライン着岸地周辺では、一般国道409号をはじめ、休日を中心に交通渋滞が発生している。円滑な交通確保に向け、国道409号の国道16号から木更津金田インターチェンジ間の2車線区間について、早期の4車線化が必要である。
- 県内外とのスムーズな人・モノの流れを強化し、地方創生と国土強靱化を実現するため、地域の交流と連携を支える圏央道などの広域的な幹線道路ネットワークと、これらの整備効果を県内全域に波及させるため、銚子連絡道路や長生グリーンラインなどの整備が必要である。
- 平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、平成30年3月の道路法改正において、国土交通大臣が物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路」として路線を指定した。令和4年3月25日には、供用区間に加え新たに「候補路線」、「計画区間」、「事業区間」が指定されたところである。

高規格道路等のネットワーク機能の充実



Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

3 社会資本の充実とまちづくり

(6) 東京湾アクアライン通行料金の引下げ継続

提案・要望先 国土交通省

千葉県担当部局 県土整備部



【提案・要望事項名】 東京湾アクアライン通行料金の引下げ継続

【具体的な提案・要望内容】

首都圏における交流・連携の強化、地域経済の活性化等を図るため、「アクアライン割引」に必要な予算を確保すること。

【直面している課題・背景】

- 東京湾アクアラインは、首都圏中央連絡自動車道と一体となって、首都圏における交流・連携の強化や、災害時・緊急時における都心と成田国際空港を結ぶ代替ルートの確保、迂回機能による湾岸部の交通渋滞の緩和などにも大きく貢献し、本県の半島性の克服、地方創生、国土の強靱化を実現していくうえで極めて重要な高速道路である。
- アクアラインでは、平成26年4月から当分の間、国及び千葉県の負担を前提に「アクアライン割引」として通行料金800円（ETC普通車）が継続されている。
この継続により、観光振興、企業立地の促進などが図られており、本県はもとより首都圏全体に大きな経済効果をもたらしているところである。アクアラインの木更津市側の着岸地周辺地域では、人口が増加するとともに、大型商業施設の進出や拡張により、新たな雇用が創出され、さらに、新たな企業の進出が計画されるなど、経済の好循環が生まれている。
- 今後も、観光の振興や企業立地の促進などの経済効果をさらに高めていくためには、「アクアライン割引」を継続させることが必要である。

Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

3 社会資本の充実とまちづくり

(7) J R京葉線と東京臨海高速鉄道りんかい線との相互直通運転の実現及び
J R京葉線の輸送力増強

提案・要望先 国土交通省

千葉県担当部局 総合企画部



【提案・要望事項名】

J R京葉線と東京臨海高速鉄道りんかい線との相互直通運転の実現及び
J R京葉線の輸送力増強

【具体的な提案・要望内容】

- 1 J R京葉線と東京臨海高速鉄道りんかい線との相互直通運転が実現するよう、J R東日本と東京臨海高速鉄道との協議の加速化や乗車経路の判別技術の開発などに取り組むこと。
- 2 J R京葉線の一部区間の複々線化等の輸送力増強について促進すること。

【直面している課題・背景】

- J R京葉線とりんかい線の相互直通運転は、東京ディズニーリゾートや幕張メッセなどの大型集客施設や宿泊施設等が多数立地する東京湾岸地域の一体的な産業・観光の発展ばかりでなく、南房総・九十九里地域における通勤圏の拡大、産業や観光の振興、まちづくり等にとっても重要である。
- しかしながら、両路線は、新木場駅の蘇我寄りで線路が接続されているものの、乗車経路が判別できないことによる運賃配分等の課題があるため、相互直通運転が実施されていない。
- また、J R京葉線の朝ラッシュ時は混雑率が高く、混雑緩和を図る必要があることや、同時時間帯にりんかい線直通列車を運行した場合、東京駅方面への列車本数を削減せざるを得ないことなどの課題があることから、一部区間の複々線化等の輸送力増強にも取り組む必要がある。
- 「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」（平成28年4月20日交通政策審議会答申）においては、「羽田空港アクセス線の新設及び京葉線・りんかい線相互直通運転化」が国際競争力の強化に資する鉄道ネットワークのプロジェクトとして位置付けられている。また、平成30年7月にJ R東日本が策定したグループ経営ビジョン「変革2027」に

においても、りんかい線を経由する臨海部ルートを含む羽田空港アクセス線構想の推進が掲げられていることから、これらの新線建設の推進に合わせて、京葉線とりんかい線の相互直通運転についても実現に向けて取り組んでいただきたい。

【参考】



令和5年度 国の施策に対する重点提案・要望

Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

3 社会資本の充実とまちづくり

(8) 東葉高速鉄道・北総鉄道の経営安定化に向けた支援の充実

提案・要望先 国土交通省

千葉県担当部局 総合企画部



【提案・要望事項名】

東葉高速鉄道・北総鉄道の経営安定化に向けた支援の充実

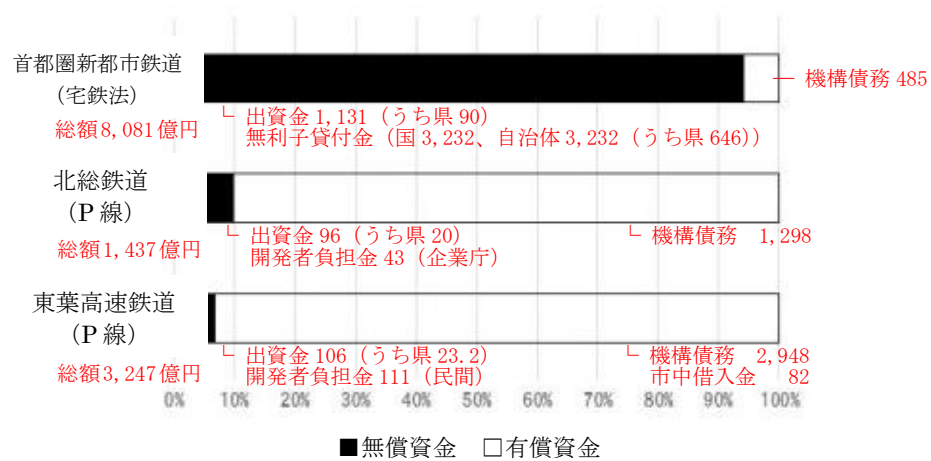
【具体的な提案・要望内容】

東葉高速鉄道及び北総鉄道の経営安定化を図るため、鉄道建設・運輸施設整備支援機構に対する多額の長期債務の縮減や利払いの軽減など、各年の元利償還金の更なる軽減措置を講じること。

【直面している課題・背景】

- 東葉高速鉄道及び北総鉄道は、建設費の増大により、鉄道建設・運輸施設整備支援機構に対する多額の長期債務を抱えており、開業以来、その償還が経営を圧迫する厳しい状況が続いている。
- このことは、両鉄道の建設当時、後につくばエクスプレス等で採用された建設費の大半が無償資金で充てられるような制度がなく、財政投融资等の有償資金を中心とするP線方式を両鉄道が採用せざるを得なかったことが大きく影響している。
- こうした中で、県では、沿線自治体等と連携し、多額の追加出資等、様々な経営支援策を実施するほか、沿線開発による需要増のための取組に努めてきた。しかしながら、両鉄道の経営は、依然として金利の動向に大きく左右されるなど、非常に脆弱な状態が続いている。
- また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う、テレワークやWEB会議の浸透等をはじめとした利用者、企業の行動変容は、アフターコロナにおいても継続し、公共交通需要はコロナ前の水準には戻らないことも懸念されている。
- こうした状況を踏まえ、会社の経営安定化を図るため、機構に対する長期債務の負担軽減や利払いの軽減などの根本的な対策が必要不可欠である。

【参考】各鉄道の建設費に占める無償資金の割合について



Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

3 社会資本の充実とまちづくり

(9) ホームドアの整備による転落防止対策の促進

提案・要望先 国土交通省

千葉県担当部局 総合企画部



【提案・要望事項名】 ホームドアの整備による転落防止対策の促進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 利用者数10万人以上の駅はもとより、利用者数10万人未満の駅であっても、利用者の安全確保の観点から特段の事情を有する駅については、国庫補助を措置すること
- 2 従来型のホームドアや、鉄道車両の扉位置の相違などの課題に対応可能な、新たなタイプのホームドアの普及促進に向け、鉄道事業者の負担軽減のための支援の拡充を図ること
- 3 ホームドア整備に係る地方公共団体の財政負担軽減のため、地方債の特例の要件緩和や、交付税措置の拡充についても検討を行うこと。

【直面している課題・背景】

- 令和2年度に国土交通省が新たに策定したホームドアの整備目標では、利用者数10万人以上の駅の優先的な整備を引き続き推進するとともに、同10万人未満の駅についても、転落・接触事故の発生状況、駅やホームの構造・利用実態等を勘案した上で、優先度が高いホームでの整備を加速化することを目指すこととしている。
- 本県のホームドアの補助制度においても、国が優先的に整備することとしている利用者数10万人以上の駅のみならず、同10万人未満の駅についても、駅周辺に病院や、社会福祉施設、特別支援学校等が存するなど、特段の事情を有する駅については、補助対象としているところであるが、直近の国庫補助は同10万人未満の駅はもとより、同10万人以上の駅であっても措置されていない。
- 今後、ユニバーサル社会を実現するためには、利用者数10万人以上の駅はもちろんのこと、鉄道事業者が整備方針を示している同10万人未満の駅においても、利用者の安全確保の観点から社会福祉施設等の最寄駅である場合には、利用者数に関わらず、同10万人以上の駅と同様に、国庫補助を

措置することが求められる。

- また、鉄道事業者がホームドアの整備を進めるにあたっては、車両の長さ・ドア位置・ドア数の相違といった問題を解決するために、従来型よりもさらに多額の設置費用を要する新型ホームドアを整備することが求められる場合もあり、国として、鉄道事業者に財政支援をするための国庫補助は満額措置することが求められる。
- なお、令和3年12月28日に、鉄道駅のバリアフリー設備の整備について、整備費用等を鉄道運賃に上乗せし、利用者から徴収する新たな料金制度が国により創設されたところだが、同制度は、利用者数の多いJR等一部の事業者以外は導入が困難と考えられることから、同制度の導入が困難な事業者に対して、引き続き国庫補助を措置することが求められる。
- さらに、地方公共団体にとっても、近年、ホームドアの整備が加速する中、設置費用への一部補助は重い負担となっている。地方公共団体に対する財政措置として、バリアフリー法に地方債の特例が設けられているが、その適用にあたっては、市町村の負荷が大きく、地方債を充てることが困難となっているため、その手続きの簡略化等を含め、地方への財政措置の拡充を検討されたい。

【参考】

＜ホームドアに係る補助金＞

○国補助金（鉄道施設総合安全対策事業費補助）

＊補助対象経費：ホームドア又は可動式ホーム柵の整備に要する経費

＊補 助 率：補助対象経費の1／3以内

○県補助金（鉄道駅バリアフリー設備整備事業補助金）

＊補助対象駅：以下の要件に該当し、知事が特に認めるもの

- ・1日の利用者数が10万人以上の駅
- ・病院、社会福祉施設、特別支援学校等の最寄り駅
- ・他の路線との乗換客が多い等、駅の利用状況から特に設置が必要と認められる駅

＊補助対象経費

鉄道事業者または市町村が設置するホームドア設備整備に対する市町村の実負担額

【例：10両編成対応ホームのホームドア整備の標準的な事業費及び補助のイメージ】

総事業費 ホーム1線あたり1.8億円（1両あたり事業費単価＝1,800万円）			
事業者 6千万円 （1／3）	国補助金 6千万円 （1／3）	市町村 6千万円 （1／3）	
		市町村自主財源 4千万円（2／9）	県補助金 2千万円 （1／9）※

※県補助率：市町村の財政力指数に応じて1/2～1/4

令和5年度 国の施策に対する重点提案・要望

Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

3 社会資本の充実とまちづくり

(10) 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた公共交通事業者への支援

提案・要望先 内閣府、国土交通省

千葉県担当部局 総合企画部



【提案・要望事項名】

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた公共交通事業者への支援

【具体的な提案・要望内容】

感染症の影響により利用者が大きく減少し、厳しい経営状況にある公共交通事業者に対して、事業規模に応じた手厚い経営支援を行うこと。

【直面している課題・背景】

- 長引く新型コロナウイルス感染症の影響を受け、利用者の大幅な減少が続き、公共交通事業者は厳しい経営環境にある。
- こうした中、本県では、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用し、乗合バス、タクシー、地域鉄道を対象に、感染予防対策の取組に対する支援措置を講じてきたところである。
- しかしながら、テレワーク等の浸透により、利用者はコロナ前の水準には戻らないことが懸念されることに加え、公共交通は固定費の占める割合が非常に大きく、収入の減少に対して経費を削減することは容易ではないことから、現下の厳しい経営環境が続けば、事業の維持・継続に支障をきたす可能性もある。
- 今後も、県民生活や地域経済を支える重要なインフラとして、地域公共交通を維持・確保していくためには、事業の規模に応じた手厚い経営支援が必要不可欠である。

Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

3 社会資本の充実とまちづくり

(11) 千葉港港湾計画に基づく埠頭再編等の推進

提案・要望先 国土交通省

千葉県担当部局 県土整備部



【提案・要望事項名】 千葉港港湾計画に基づく埠頭再編等の推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 千葉港千葉中央地区における港湾計画に基づく埠頭再編に必要な大規模で高度な技術を要する大水深岸壁等の港湾施設について、国において整備を推進すること。

また、埠頭再編にあたり県が実施する防波堤や物揚場等の整備に必要な予算を十分確保すること。

- 2 地域防災力強化及び被災による県内経済活動への影響を最小限とするため、耐震強化岸壁の整備を推進すること。

【直面している課題・背景】

- 千葉中央地区では、コンテナ、完成自動車、一般貨物、RORO 貨物を取扱っており、各船舶が利用する岸壁や荷捌き地の配置が混在しているほか、船舶の大型化に伴うバース延長の不足やコンテナ取扱能力が上限に達していることからコンテナターミナルのヤードが不足している状況にある。
- これらの問題や課題を解消するための埠頭再編において、計画に位置付けられている港湾施設のうち、大規模で高度な技術を要する大水深岸壁等の施設については、令和2年度にその一部が国により事業化されたところであり、残る施設についても国による早期整備が必要である。
- 埠頭再編にあたり県が整備する防波堤や物揚場等についても、直轄事業による整備と同時に進めていくため、その予算の確保が必要である。
- さらに、首都直下地震等の切迫性が指摘されている中、特に膨大な人口を抱える首都圏では、「耐震強化岸壁」の整備が急務であり、本県では、千葉港に10バース、木更津港では2バースが位置付けられており、そのうち未整備の6バース（うち1バースが整備中）についても、大規模で高度な技術を要することや、切迫する大規模地震の被災による経済活動等への影響を最小限とするため、国による早急な整備が必要である。

【参考】千葉港港湾計画改訂に基づく埠頭再編内容



【参考】県内港湾における耐震強化岸壁の整備状況



Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

3 社会資本の充実とまちづくり

(12) 洋上風力発電事業における名洗港の活用に向けた整備の推進

提案・要望先 国土交通省

千葉県担当部局 県土整備部



【提案・要望事項名】

洋上風力発電事業における名洗港の活用に向けた整備の推進

【具体的な提案・要望内容】

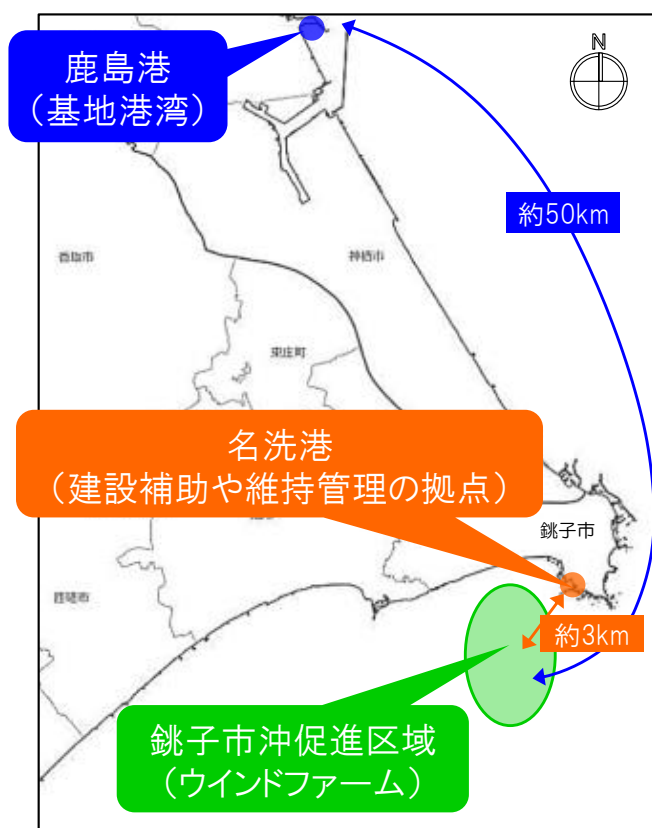
洋上風力発電事業の円滑な実施や地域経済への影響を踏まえ、メンテナンス等で利用される名洗港について、整備のために必要な予算を十分確保すること。また、名洗港の整備を推進するため、より国費率の高い新規補助制度を創設すること。

【直面している課題・背景】

- 「再エネ海域利用法」に基づき、県内では、国、県、地元関係者等で構成される「協議会」での協議を経て、令和2年7月に銚子市沖が促進区域に指定された後、国による公募が行われ、令和3年12月24日に事業者が決定された。事業者からは、令和10年9月に運転開始の意向が示されており、港湾施設を令和9年1月までに整備する必要がある。
- 選定された発電事業者からは、洋上風力発電施設のメンテナンスの拠点として促進区域に隣接する名洗港を利用するとの意向が示されており、発電設備の運転期間である数十年間にわたり継続的に利用されることから、周辺には、維持管理のための人的・物的拠点等の設置が見込まれるなど、後背地への経済波及効果も含め、地域振興の核となることが期待される。
- 名洗港は小型船による人員輸送や風車部品・工具などの資材運搬での活用が想定されるため、波浪に弱い小型船を安全に係留させるための静穏度の確保のための防波堤の整備など建設基地港とは異なる特有の施設整備が必要となる。
- 発電事業者よりメンテナンスの拠点として活用する意向が示された名洗港の整備は、従前の交付金事業で実施しており、予算の確保が課題となっている。
- 銚子市沖洋上風力発電事業のスケジュールに支障が出ないよう、短期間で確実に防波堤等を整備する必要があるため、より国費率の高い新規補助制度を創設するなど国による格別の支援を要望する。

【参考】銚子市沖洋上風力発電事業における

基地港と建設補助や維持管理の拠点の役割分担



	基地港湾(鹿島港)	建設補助や維持管理の拠点(名洗港)
用途	大型資機材の保管・組立 風車部品の検査	作業員の陸上準備・陸上補修・検査作業 工具類・油脂類・補修部品(小型)の保管
取扱品目	ナセル・ブレード・タワー等	工具、油脂類、日常補修部品(ボルト等)、 風車・ケーブル補修部品(制御盤、ジョイント等)
利用船舶	自己昇降式作業船(SEP船) ケーブル敷設船等	人員輸送船(CTV) 小型作業船(クレーン付き台船、引船等)



港湾	役割	2027	2028	2029	...	2051	2052
鹿島港	基地港湾	建設工事			■ ■ ■		撤去工事
名洗港	建設補助						
	維持管理	運転開始			大規模メンテナンスで使用		運転終了

Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

3 社会資本の充実とまちづくり

(13) 社会資本の適正な維持管理

提案・要望先 国土交通省

千葉県担当部局 県土整備部



【提案・要望事項名】

① 地域の活力向上のための道路整備や適正な維持管理

【具体的な提案・要望内容】

- 1 交通渋滞の緩和、国際輸送の拠点などへのアクセス向上、救急医療機関への移動時間の短縮等、地域の活力向上、課題解決に必要な道路整備について、予算の確保を図ること。
- 2 予防保全を含む道路の老朽化対策に必要な予算を確保するとともに、効果的・効率的な点検を実施するため、点検に関する新技術の開発などを推進すること。

【直面している課題・背景】

- 県民生活の利便性向上を図り、県内経済の活性化や観光振興につなげるため、県では、銚子連絡道路、長生グリーンラインなどの県内各地域にアクセスする道路や、地域に密着した道路の整備を進めているところである。
都市部や観光地における交通渋滞の緩和、成田空港や千葉港等へのアクセス性の向上、救急医療機関への移動時間の短縮などが喫緊の課題となっていることから、地方道も含めた必要な道路を整備することなどにより、生産性向上や経済の好循環をもたらすストック効果を早期に発現させることが重要である。
- 予防保全型の老朽化対策に早期に移行するためには、必要な予算を確保する必要がある。
また、点検手法については、業務の省力化や均質化、コスト削減を図るため、新技術の研究開発の促進や適用事例の横展開などが必要不可欠である。

Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

3 社会資本の充実とまちづくり

(13) 社会資本の適正な維持管理

提案・要望先 国土交通省

千葉県担当部局 県土整備部



【提案・要望事項名】② 連続立体交差事業の推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 連続立体交差事業の計画的かつ円滑な事業推進を図るため、必要な予算を確保すること。
- 2 連続立体交差事業のストック効果を最大限発揮させるため、関連街路等の整備に必要な予算を確保すること。

【直面している課題・背景】

○ 千葉県は、新京成線新鎌ヶ谷駅付近、東武野田線野田市駅付近において連続立体交差事業を進めている。新京成線については、令和元年12月に高架化が完了し、引き続き、令和6年度の事業完了に向けて側道工事等を実施している。

また、東武野田線についても令和3年3月に高架化が完了し、引き続き、令和5年度の事業完了に向けて、駅舎工事等を実施している。

については、計画的かつ円滑な事業推進を図るため、確実に予算を確保する必要がある。

○ 千葉県、鎌ヶ谷市及び野田市では、連続立体交差事業の効果を最大限発揮させるため、駅前広場や接続する都市計画道路の整備を進めており、連続立体交差事業に遅れることなく一体的にこれらの事業を進めていくには、予算の確保が必要である。

【参考：県内施行中の連続立体交差事業】

ア 新京成線連続立体交差事業（鎌ヶ谷市）

- ・事業区間 新京成線（鎌ヶ谷大仏駅～くぬぎ山駅間）
- ・事業延長 3, 257 m
- ・供用予定 令和元年12月1日 高架化
- ・除去踏切数 12箇所
- ・高架化される駅 初富駅、新鎌ヶ谷駅、北初富駅
- ・総事業費 約528億円

ア 東武野田線連続立体交差事業（野田市）

- ・事業区間 東武野田線（清水公園駅～梅郷駅間）
- ・事業延長 2, 905 m
- ・供用予定 令和3年3月28日 高架化
- ・除去踏切数 11箇所
- ・高架化される駅 愛宕駅、野田市駅
- ・総事業費 約353億円

Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

3 社会資本の充実とまちづくり

(13) 社会資本の適正な維持管理

提案・要望先 国土交通省

千葉県担当部局 県土整備部



【提案・要望事項名】 ③ 河川管理施設の維持管理・更新の推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 排水機場等河川管理施設の適正な維持管理、更新のための安定した予算確保を図るとともに、補助事業採択基準を引き下げ、費用負担の軽減を図ること。
- 2 水防上重要な堤防や護岸等の河川管理施設及び河道の点検、維持修繕について、財政支援を講じること。

【直面している課題・背景】

- 県で管理している排水機場、水門等は人口が集中する北西部に多く、半数程度の施設は、既に耐用年数を超過している状況であり、今後、維持管理及び更新に要する費用の増大が懸念される。
令和2年12月に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」では、「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策の加速」の分野について、取組の更なる加速化・深化を図ることとしており、県においても排水機場等の更新等について、重点的に対策を講じる必要がある。
- 国では、県において長寿命化計画を策定したもので、延命化に必要な費用が概ね4億円以上である排水機場等を補助対象要件に、特定構造物改築事業として排水機場等の延命化を実施しているが多額の費用を要しており、これらを確実に進めるため、財政支援が必要である。また、県管理河川には補助対象とならない比較的小規模な施設が多いことが課題となっており、適切な維持管理を行うため、財政支援が必要である。
- 平成25年12月に河川法が一部改正され、河川管理施設等の維持又は修繕の義務が明確化されたこと、法改正に伴い施行令が一部改正され、河川管理施設等の点検を適切な時期に目視によって行うこと等が明確化されたことなどから、施設の点検や維持修繕等を適切かつ確実に実施するため、財政支援が必要である。

Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

3 社会資本の充実とまちづくり

(13) 社会資本の適正な維持管理

提案・要望先 国土交通省

千葉県担当部局 県土整備部、農林水産部



【提案・要望事項名】 ④ 利根川及び江戸川の治水対策の推進

【具体的な提案・要望内容】

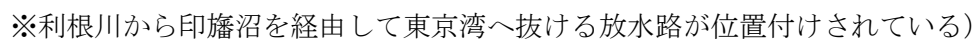
- 1 安全な県土の形成のため、令和元年東日本台風で浸水被害があった利根川下流部における無堤区間の築堤及び河道掘削を更に推進するとともに、人口が集中する東葛飾・葛南地域における江戸川の堤防整備等を早急に進めること。
- 2 印旛沼流域全体の治水安全度の向上のため、排水流路となる長門川及び印旛放水路の着実な改修に向け、必要な予算を措置すること。併せて印旛沼から利根川、東京湾へ排水する印旛機場、大和田機場の排水能力増強を検討すること。
- 3 利根川河口部での津波・高潮・洪水対策及び印旛沼を調節池として活用した放水路について「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画」に位置付けを行い、必要となる整備を実施すること。

【直面している課題・背景】

- 利根川については、「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画」に基づく無堤区間の整備を早急に進める必要がある。また、漁港区域を含む利根川河口部右岸（約4km）は東日本大震災では津波、令和元年東日本台風では洪水被害を受けているが、堤防整備の対象区間となっていないため、国が設置した利根川河口部の改修協議会において検討や調整を行い、河川整備計画に位置付け、整備を早期に実施する必要がある。
- 江戸川については、堤防断面不足箇所の堤防整備について、東京都及び埼玉県側（右岸側）に比べ、千葉県側（左岸側）の整備が遅れていることから、千葉県側（左岸側）についても早期整備が必要である。
- 印旛沼流域では、令和元年10月25日の大雨により、流域では多くの浸水被害が発生した。浸水被害を軽減するには、排水流路としての、県で実施している長門川及び印旛放水路の整備を推進する必要がある。

また、印旛沼流域の地元市町長で構成される「印旛沼関連事業市町連絡会議（成田市長・佐倉市長・印西市長・酒々井町長・栄町長）」が、国及び県に対し、毎年、放水路整備について要望を実施している。

利根川の取手から下流においては、(中略) 印旛沼を調節池として活用した放水路を整備する。なお、整備にあたっては、関係機関と連携・調整を行い、印旛沼の水質改善対策や周辺の内水対策にも配慮する。



Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

3 社会資本の充実とまちづくり

(13) 社会資本の適正な維持管理

提案・要望先 国土交通省

千葉県担当部局 県土整備部



【提案・要望事項名】 ⑤ 社会資本の整備や老朽化対策等の推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 社会資本の整備及び施設の老朽化対策等を着実に進めるため、必要な公共事業予算を安定的・持続的に確保すること。
- 2 大規模自然災害から生命・財産を守り、防災上必要である重要インフラ等の機能強化を図るため、防災・減災、国土強靱化対策に必要な事業予算を通常予算とは別枠で計上すること。
- 3 社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金の対象外となっている港湾施設や河川管理施設などの定期点検に係る費用について、施設の適切な維持管理を着実に実施するため、交付金の対象とすること。

【直面している課題・背景】

- 千葉県ではこれまでの公共投資により、ストック効果が着実に現れてきているものの、その効果を更に広く県内へ波及させていくために必要な国県道や、安全安心な生活を支える河川や港湾、公園などの社会資本整備はいまだ十分ではない状況であり、引き続き、生産性の向上を導くストック効果の高い公共投資が必要である。
- また、高度経済成長期に建設された道路、河川などの社会資本の老朽化が急速に進んでいる中、施設ごとに長寿命化計画を策定し、事後的な修繕・更新から予防的な修繕への転換に取り組んでいるところである。引き続き、予防保全型の老朽化対策を着実に進めるための予算が必要である。
- さらに、近年頻発する大規模自然災害に備えた、防災・減災、国土強靱化は一層重要性が増している。社会資本整備の推進とともに強靱な国土づくりを強力かつ継続的に進めるため、事業予算を通常予算とは別枠で確保する必要がある。
- 社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金の対象外となっている、県が管理する多数の港湾施設や河川管理施設、公営住宅の定期点検を着実に実施するためには、国の財政支援が必要である。

Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

3 社会資本の充実とまちづくり

(13) 社会資本の適正な維持管理

提案・要望先 経済産業省

千葉県担当部局 企業局



【提案・要望事項名】⑥ 工業用水道施設の更新・耐震化に対する支援の拡充

【具体的な提案・要望内容】

- 1 工業用水の安定給水の確保にとって喫緊の課題である工業用水道施設の更新・耐震化の取組を加速させるため、必要な予算を長期に渡り確保すること。
- 2 また、予算化にあたっては、補助対象の拡充や補助率の嵩上げと併せて、複数年度にわたる事業が継続して採択されるよう、補助事業の採択条件に配慮すること。

【直面している課題・背景】

- 本県では、地域経済を支える延べ280社余りの企業に低廉な工業用水を安定的に供給しているが、工業用水道施設の多くは、建設後50年近くが経過していることから、施設の老朽化が進んでいる。対策として平成30年度から令和39年度までの40年間を計画期間とした「施設更新・耐震化長期計画」を策定するとともに、当初の5か年間（平成30年度～令和4年度）を具体化した「中期経営計画」を策定した。
- 今後は上記「中期経営計画」に基づき、施設の更新・耐震化事業を実施する必要があるが、工業用水道事業費補助金の予算が十分ではないことから、優先度が高い事業でも採択を受けられない場合があり、事業の取組を加速させるためにも当該補助金の確保が大きな課題となっている。
- 加えて、着実な事業進捗を図るため、長期にわたり継続的に必要な予算を確保する必要があるが、令和3年度の補正予算からは、予算措置の対象事業が強靱化事業に係る耐震化や浸水対策、停電対策等に限定され、老朽化に伴う更新事業の今後の進捗に大きな支障が見込まれる。
- また、平成28年4月に補助金交付要綱が改正され、「補助事業の採択条件」の事業期間が「10年以下」から「1年」に見直しされたため、複数年度にわたり実施する事業への補助が継続されない場合がある。
実際に、複数年度にわたる事業について、初年度に補助金が交付されたも

の、2年度目から補助金が交付されなかった事業もあり、事業の継続実施に大きな支障が出ている。

- なお、現在の工業用水道事業費補助金の補助率は30%以内とされ、本県事業は地区ごとに異なるが15%から30%と低い水準であり、整備促進を図っていく上で支障となっている。

【参考】

1 工業用水道事業費補助金の概要

ア 補助率

100分の30以内

イ 採択基準

建設事業、改築事業の補助採択については、平成27年度以前の政策評価の結果において複数年度にわたり補助対象とすることが妥当であると判断された事業に限る。

《改築事業》※令和4年度は予算化されていない

次のいずれかに該当するものであること。

- (1) 工業用水道施設更新・耐震・アセットマネジメント指針等に基づく更新、耐震化、浸水対策及び停電対策に係る計画を策定し、それを実施するものであること。
- (2) 前項の工業用水道を改築する事業にあつては、工期が10年以下であり、かつ、補助対象総事業費が20億円以上のものであること。ただし、平成27年度に交付された改築事業であつて、補助対象総事業費に含まれた事業に限る。

《強靱化事業》

以下の(1)①及び②の計画をいずれも策定している工業用水道事業者が行う、(2)①から③までのいずれかに該当し、かつ、(1)①又は②に基づいて行われる施設の耐震化、浸水対策、停電対策を行う事業を対象とする。ただし、耐震化、浸水対策、停電対策により一定の費用対効果が見込める事業に限る。

- (1) ①工業用水道施設更新・耐震・アセットマネジメント指針等に基づく耐震化、浸水対策及び停電対策に係る計画策に係る計画
②地震・台風や洪水等の発生に伴う風水害・停電のうち、いずれかの内容を含む事業継続計画(BCP)うち、いずれかの内容を含む事業継続計画(BCP)
- (2) ①地震時において給水停止のおそれがあり、耐震化対策の必要性が高い事業
②浸水想定区域内に位置し、浸水被害により給水停害のおそれがあり、浸水対策の必要性が高い事業

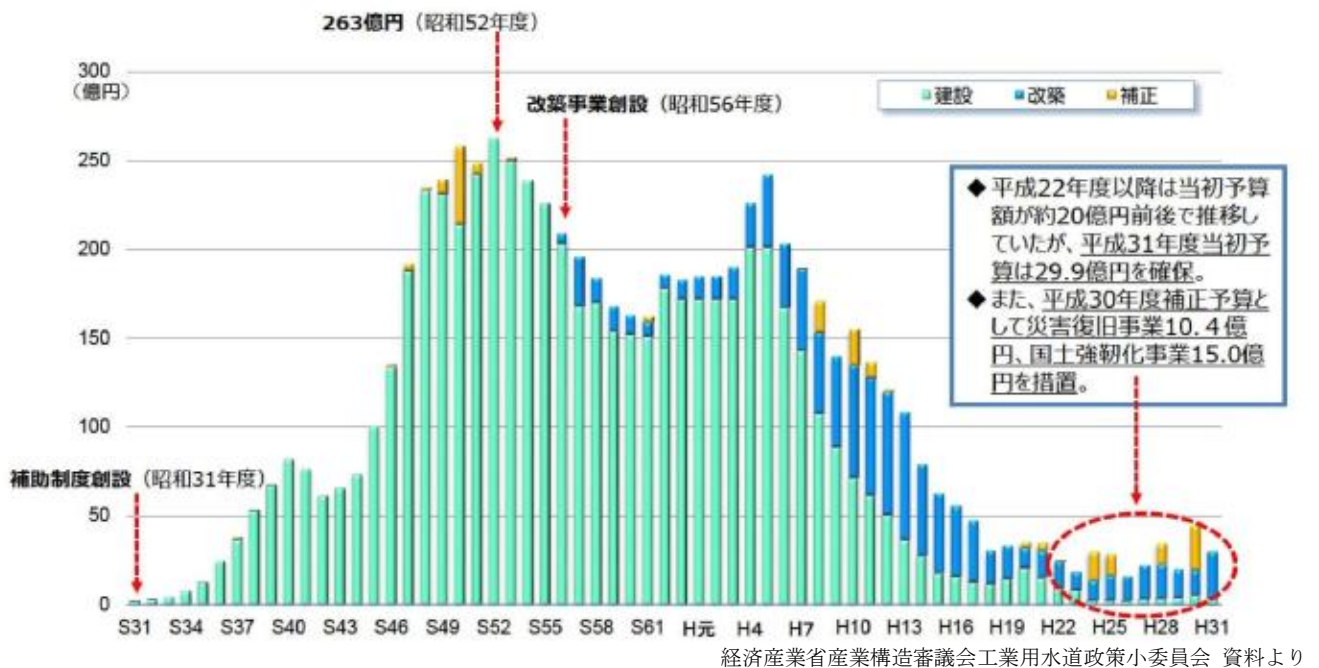
③停電時において給水停止のおそれがあり、停電対策の必要性が高い事業

ウ 採択事業期間

1年 ※平成28年度より10年から1年へ短縮

2 予算状況

(1) 工業用水道事業費補助金の推移（創設時から）



(2) 本県の採択状況

【平成30年度からの国庫補助金の内示状況】

(千円)

執行年度	H30	R元	R2	R3	R4	備考
当初_要望額	184,300	164,600	382,600	603,000	135,300	
当初_内示額	112,600	164,600	382,600	349,100	135,300	
追加_内示額		8,400				
補正_要望額	39,300	28,500	補正なし	108,500		
補正_内示額	38,000	17,000		108,500		
要望額_計	223,600	193,100	382,600	711,500	135,300	
内示額_計	150,600	190,000	382,600	457,600	135,300	

3 工業用水道事業費補助金の補助率 ※事業及び地区により補助率が決定

補助率	事業・地区	本県地区
30%	地盤沈下対策・その他の地域	東葛・葛南地区
22.5%	基盤整備・その他の地域	北総地区等
15%	基盤整備・四大工業地帯	千葉地区等

Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

3 社会資本の充実とまちづくり

(14) 九十九里浜における侵食対策の推進

提案・要望先 国土交通省

千葉県担当部局 県土整備部



【提案・要望事項名】 九十九里浜における侵食対策の推進

【具体的な提案・要望内容】

九十九里浜の侵食対策は、防護・利用・環境の観点から国土保全上特に重要なものである。九十九里浜（60km）において離岸堤などの施設整備と養浜を組み合わせた侵食対策をより一層推進するため、必要な予算を確保すること。

また、侵食対策事業は広範囲にわたり、事業規模が大きいことから、国の直轄事業化について検討すること。

【直面している課題・背景】

○ 九十九里浜（60km）では、沿岸漂砂の減少や地盤沈下等により海岸侵食の範囲が拡大し、越波等に対する防護レベルの低下や、砂浜喪失による海水浴場の閉鎖、動植物の生息環境の喪失など、防護・利用・環境の面で深刻な影響が出ている。

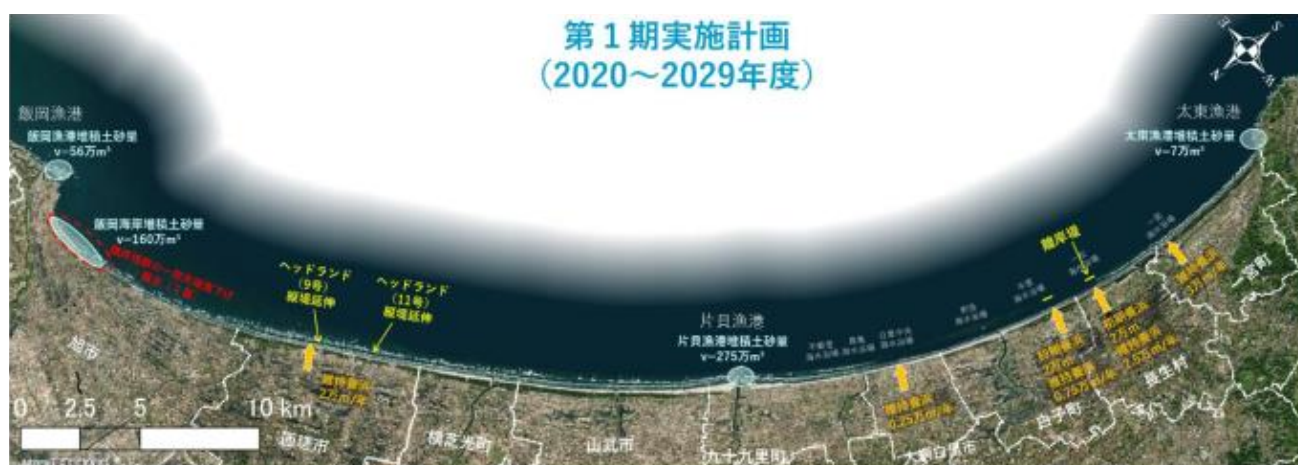
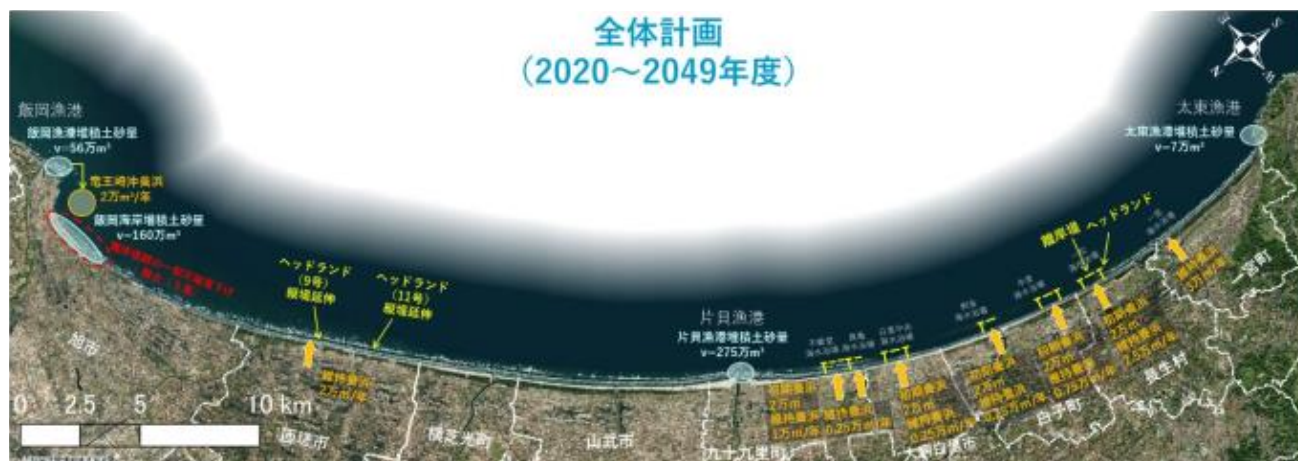
特に、南九十九里浜（片貝海岸（九十九里町）～一宮海岸（一宮町））では、近年は台風に伴う波浪等により、各所で大規模な浜崖が発生するなど、著しい砂の流出による防護レベルの脆弱化が進み、さらに、海浜空間の消失により地域の活力が低下している。

○ 九十九里地域では、天然ガスかん水の汲み上げによる天然ガスやヨウ素の採取が地域の重要な産業となっている一方で、地盤沈下の要因の一つとなっていることから、県と天然ガス採取企業各社で協定を結び、更なる地盤沈下の防止・抑制を目指しているところである。

○ 県では、令和2年7月に「九十九里浜侵食対策計画」を策定し、九十九里浜全域を対象とした侵食対策に取り組んでいるが、計画どおりに対策を進めるため、予算の確保が必要である。

○ 海岸法第6条では、工事の規模が著しく大であるとき、海岸管理者に代わって事業をできるとなっている。当該事業は、九十九里浜60kmと広範囲にわたり、340億円という大規模な事業であることから、要件を満たすと考えている。

○九十九里浜侵食対策の内容



○九十九里浜侵食対策計画の対象範囲と対策手法



Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

3 社会資本の充実とまちづくり

(15) 水道事業の統合・広域連携の推進に向けた支援の拡充

提案・要望先 総務省、厚生労働省

千葉県担当部局 総合企画部



【提案・要望事項名】 水道事業の統合・広域連携の推進に向けた支援の拡充

【具体的な提案・要望内容】

・生活基盤施設耐震化等交付金（水道事業運営基盤強化推進事業）について、以下の見直し等を行うこと。

1 広域化事業（広域化により統合元の人材・経営能力を活用して実施できる施設・設備整備）については、「給水人口 10 万人以下の統合先」との要件がある。

しかしながら、給水人口が 10 万人以上であっても、給水区域が広範囲に及ぶため経営基盤が脆弱な事業体もある。

ついては、当該要件の撤廃や給水区域に応じた要件を加味するなど、見直しを行うこと。

2 水道施設共同化事業の補助要件は、「将来的に事業統合又は経営の一体化を行う方針が明示されていること」とされている。

しかしながら、事業統合等を行うことが困難なため施設の共同化等の広域連携の検討を進める事業体もある。

ついては、施設の共同化等の広域連携は、事業運営の効率化や今後の統合の段階的な検討に資することも想定されることから、事業統合又は経営の一体化を伴わない施設の共同化についても交付金の対象とすること。

【直面している課題・背景】

○ 生活基盤施設耐震化等交付金に係る採択要件の緩和について

1 水道事業運営基盤強化推進事業の広域化事業における対象事業のうち、「広域化により統合元の人材・経営能力を活用して実施できる施設・設備整備」については、「対象事業体は、給水人口概ね 10 万人以下の統合先、対象事業費は、統合先が過去 5 年間に行った建設投資額の平均を上回る額」とされ、対象事業体等が限定されている。

現在、千葉県内で検討されている末端給水事業体の統合のうち、4 事業体での統合を検討している地域では、給水人口が 10 万人を超えているも

の、その区域が広範囲に及ぶこと等により、給水人口一人当たりの管路延長が県平均の約 1.5 倍となっていることなどから、経営基盤が脆弱な事業体がある。

それにも関わらず、当該事業体が交付金の対象から外れてしまうため、統合に係る十分なインセンティブが働かず、協議が難航している状況が続いている。

については、「給水人口概ね 10 万人以下の統合先」とする要件の撤廃や給水区域に応じた条件を加味するなど、統合を検討している事業体の経営実態に即した要件の見直しが必要である。

2 本県では、地域内の事業体間の格差が大きく、早期の統合が困難な地域については、施設の共同化等の広域連携から検討に取り組んでいるところである。

こうした中、水道施設共同化事業においては、「将来的に事業統合又は経営の一体化を行う方針が明示されていること」が要件となっているため、上記方針を伴わない広域連携による施設の共同化を行っても、交付金の対象とならない。

施設の共同化等の広域連携であっても、施設の廃止・ダウンサイジング等による事業運営の効率化や施設の共同化をきっかけとした今後の統合等の段階的な推進にも資することが想定されるため、上記方針の明示のない広域連携についても、交付金の対象とすべきである。

※なお、水道施設共同化事業については、広域化事業と異なり、「運営基盤強化事業」の対象とならないことから統合と広域連携との差別化を図ることもできる。

Ⅲ 未来を支える医療・福祉の充実

1 医療提供体制の充実

(1) 医師・看護職員の養成・確保対策の推進

提案・要望先 総務省、文部科学省、厚生労働省
千葉県担当部局 健康福祉部



【提案・要望事項名】 医師・看護職員の養成・確保対策の推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 医師確保対策について、県が地域の実情を踏まえて主体的に実施できるよう、地域医療介護総合確保基金等の財政措置の拡充と柔軟な運用を行うとともに、将来にわたって十分な財源を確保すること。
- 2 要望のある自治体については、自治医科大学の入学枠が3名以上となるよう、入学定員の増員をさらに図ること。
- 3 令和6年度以降の医学部の臨時定員増について、県の実情を踏まえた地域医療対策協議会における協議の結果を尊重し、恒久定員内の地域枠の設置を要件とすることなく地域枠の申請を認めること。
- 4 医師臨床研修の制度運用に当たっては、地域の実情がより反映されるよう国において算出方法が見直されたところではあるが、本県が医師少数県であることを踏まえ、更なる医師の地域偏在の改善につながるよう、国としても都道府県別募集定員上限を増員すること。
- 5 医師の地域偏在対策について、医師少数区域への医師派遣の実施を地域医療支援病院や特定機能病院等の指定の要件とするなど、実効性のある仕組みを構築すること。
- 6 医師の診療科偏在対策について、専門研修の領域別・都道府県別の定員設定を行うよう日本専門医機構に強く働きかける等、実効性のある仕組みを構築すること。
また、新専門医制度について、県の意見を制度運営に反映するよう、日本専門医機構に積極的に働きかけること。
- 7 医師の働き方改革の推進について、医療機関や県の取組を支援し、診療報酬の改善や国民に対する上手な医療のかかり方に関する啓発を行うなど、国も役割を積極的に果たすこと。

8 看護職員確保対策として、看護職員の職場環境整備や再就業支援等において実効性のある仕組みを構築すること。

【直面している課題・背景】

- 本県においては、医師数の多寡を示す医師偏在指標が全国38位である等、医師の絶対数の不足及び産科などの診療科偏在や地域偏在も続いていることから、医師の養成・確保は喫緊の課題となっている。
- 国においては、地域医療構想の実現、医師の偏在対策、医師の働き方改革を相互に関連するものとして、都道府県に対し各施策の実行と進捗管理を求めており、それに対応するためには、国からの十分な財政支援措置、人的支援、技術的支援が欠かせない。
- 医師数の増加や偏在是正対策に大きな役割を果たしている医学部地域枠設定のための臨時定員増について、国は、「恒久定員内での5割程度の地域枠等の設置」を条件とする方針を示した。令和6年度以降については、現在、「第8次医療計画等に関する検討会」のもと、地域医療構想や医師の働き方改革の推進、将来の新興感染症への対応の観点から、医師を含めた医療提供体制の確保に関する方針について議論が進められている状況や医療を取りまく状況の変化を踏まえ、改めて検討することとされている。

本県の地域医療対策協議会において、地域で必要な医師を確保するために地域枠医師への期待は大きく、今後もその確保が重要である。その際、多くの都道府県に取って実現可能性が見込めない厳しい条件を設定することは、必要な取組を後退させることにつながる。

- 各都道府県における臨床研修医の募集定員数は、国が設定しているところ、令和5年度の配分に際し、医師少数県であることや都道府県別定員上限に対する充足状況など、地域の実情がより反映されるよう国において算出方法が見直されたことにより、県で、医療提供体制の確保と、新設された医学部卒業生の受入枠の確保を両立させることができた。

医師少数県である本県にとって臨床研修医の確保は、本県全体の医療提供体制を確保するという観点から非常に重要な施策であり、令和6年度以降の県上限数についても、増員が必要である。

- 短期的な地域偏在対策として、医師少数区域等での勤務についての認定制度が創設されたが、現状では認定医師に対するインセンティブが極めて限定的であり、実効性を高める必要がある。
- 診療科偏在の是正に向けて、令和2年度の専門研修開始者から、一部の都道府県・診療科の募集定員についてシーリングが設定されたが、偏在解消が一層促進されるよう、さらなる取組が必要である。

- 専門医制度の仕組みが円滑に運用されるためには、地域医療へ配慮した養成プログラムであることや、専門医を適正に配置させることが重要である。医療提供体制の確保に重大な影響を与える場合には、国が都道府県の意見を聴いた上で、機構に意見できることとされているが、機構には意見を反映させる努力義務が課せられているに過ぎないことから、都道府県の意見がしっかりと反映されるよう実効性のある仕組みが必要である。
- 医師の時間外労働に対する上限規制が令和 6 年度から開始される。県としては、働き方改革の推進と地域医療の確保が両立されるよう、医療機関への支援等の取組をさらに加速させる所存であるが、そのためには国からの十分な支援が欠かせない。また、都道府県と医療関係者だけの取組では限界があることから、国の制度的な対応や、広く国民に向けた啓発等、国においても積極的に対応していただく必要がある。
- 看護職員については、対人口 10 万人当たりの人数が 972.6 人で全国 45 位と低い順位となっており、医師養成・確保同様に課題となっている。
- 国の需給予測によると令和 7 年度には約 8,900 人の看護職員の不足が予測されている。そこで、職場環境を改善し、看護職員が長く勤務できる体制を整備する必要がある。併せて再就職支援としてナースセンターによる潜在看護師への復職支援を実施しているが、潜在看護師に働きかける更に実効性のある仕組みを構築していただく必要がある。

Ⅲ 未来を支える医療・福祉の充実

1 医療提供体制の充実

(2) 医療体制の充実

提案・要望先 厚生労働省、総務省

千葉県担当部局 健康福祉部



【提案・要望事項名】 医療体制の充実

【具体的な提案・要望内容】

- 1 救命救急センター等に対し、運営の実態に見合った地方交付税や補助金等の財政支援措置の充実を図ること。
- 2 ドクターヘリについて、運航に必要な備品等も補助の対象となるよう、制度の拡充を行うこと。
加えて、国において行われているドクターヘリの夜間運航に対する検討を進め、必要な施策を推進すること。
また、夜間や悪天候時に運行が行えないドクターヘリの機能を補完するラピッドカーの整備や運行に必要な費用に対する財政支援措置の拡充を行うこと。
- 3 医療提供体制推進事業費補助金や医療提供体制施設整備交付金について、十分な予算の確保を行うこと。

【直面している課題・背景】

- 重篤救急患者を24時間体制で受け入れる救命救急センターは、専門知識を有する医師の配置や高度医療機器等の整備が必要であり、また、今後働き方改革によりさらに医師の増員が必要となり、より不採算事業となりやすい。また、小児・周産期医療などの不採算事業も同様である。
その運営に対して、補助金や地方交付税等による財政支援措置が行われているが、経営の実態に見合っておらず、病院の負担が課題となっている。
- ドクターヘリについて、搭乗する医師・看護師が着用する装備、頻繁に入れ替えが必要な消耗品の整備等病院の負担が大きい。
- ドクターヘリとともに患者の円滑な搬送や現場での治療を行うためのドクターカー（ラピッドカー含む）を救命救急センターで有しているが、ラピッドカーなど補助金の対象になっていないものもある。

- ドクターヘリの夜間運航については、国における「救急・災害医療提供体制等の在り方に関する検討会」で主に安全面での課題の検討がなされており、引き続きその検討状況を注視していく必要がある。

(検討会で議論されている主な課題)

- ・ 民間事業者に係る財政負担と要員育成に対する国レベルの支援が必要
- ・ 運航可能な最低気象条件が昼間より厳しい
- ・ 現場直近の着陸は安全確保が困難なため不可能
- ・ 騒音対策（夜間は地域住民への配慮がより必要） 等

- 医療提供体制の充実・強化を図るため、医療機関の運営費や施設・設備整備費に対し支援を行う「医療提供体制推進事業費補助金」等について、医療機関から申請のあった基準額を満たしておらず、県では申請のあった各事業に対する補助金を減額等している状況にある。

<医療提供体制推進事業補助金（統合補助金）の要望額と内示の状況>

	要望額	内示額（配分率）
令和3年度	1, 457, 502千円	1, 044, 229千円（71.6%）
令和2年度	1, 332, 332千円	971, 226千円（72.9%）
令和元年度	1, 318, 582千円	984, 007千円（75.8%）
平成30年度	1, 218, 894千円	907, 306千円（74.4%）
平成29年度	1, 032, 289千円	579, 014千円（56.1%）

Ⅲ 未来を支える医療・福祉の充実

１ 医療提供体制の充実

（３）国民健康保険の持続可能な安定的運営に向けた財政基盤の確立

提案・要望先 厚生労働省

千葉県担当部局 健康福祉部



【提案・要望事項名】

国民健康保険の持続可能な安定的運営に向けた財政基盤の確立

【具体的な提案・要望内容】

- 1 今後の医療費の増嵩を見据え、国民の保険料負担の平準化に向け、財政支援の方策を講じ、将来にわたり持続可能な国民健康保険制度を構築するための財政基盤を国の責任において確立すること。
- 2 子どもに係る均等割保険料軽減措置について、本年度から導入されたところであるが、引き続き、対象範囲の拡大等について検討を行うこと。
- 3 子ども、重度心身障害者（児）、ひとり親家庭等に対する医療費助成制度の地方単独事業の実施に伴う国民健康保険の国庫負担金減額調整措置を全面的に廃止すること。
- 4 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免について、国により全額、財政支援を行うこと。

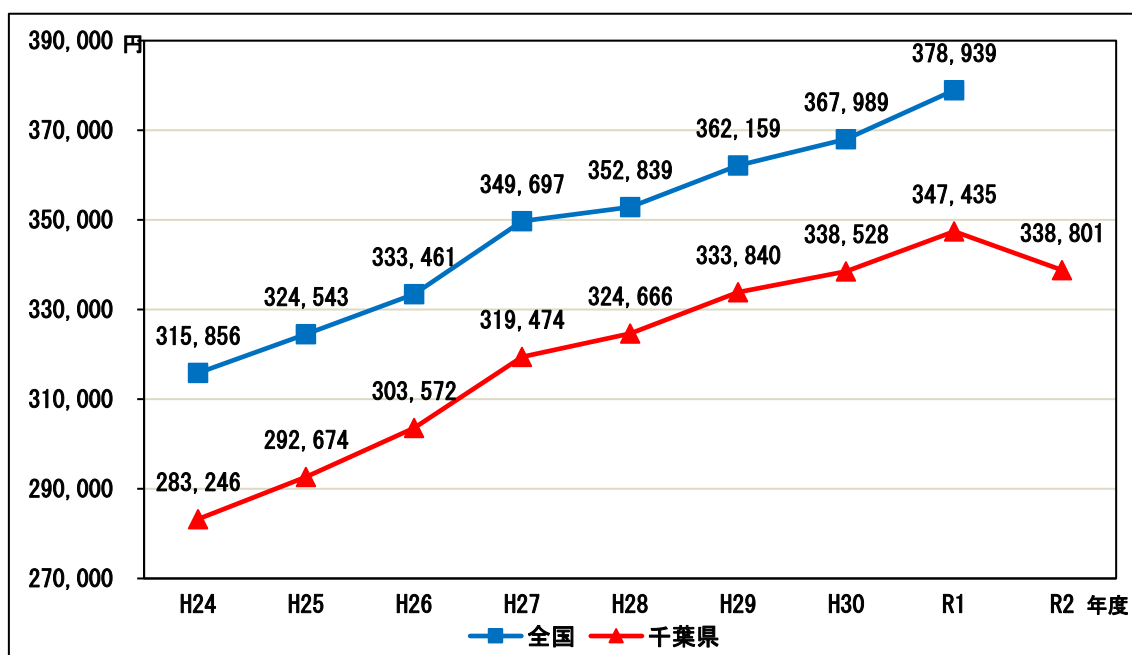
【直面している課題・背景】

- 国が公費支援の拡充を行い、都道府県が財政運営の責任主体となる国保の広域化が平成３０年度から実施されたが、他の医療保険制度に比べて、年齢構成が高いため医療費が高く、所得水準が低いため保険料負担が高い、国保の構造的な課題は全て解消したわけではない。
- 本年度から子どもに係る均等割保険料軽減措置が導入されたが、対象は未就学児に限定され、５割の軽減とされている。子育て世帯の負担軽減という制度の趣旨に則り、引き続き対象範囲の拡大等について検討が必要である。
- 地方の自主的な取組を阻害するとして廃止を要望していた、地方単独事業

にかかる国保の減額調整措置については、平成30年度から未就学児の医療費助成を対象とした措置は廃止されたものの、その他の措置は引き続き行われている。

- 新型コロナウイルス感染症により収入が減少した被保険者等に係る保険料（税）の減免については、令和3年度は減免に係る全額が財政支援の対象とされたが、令和4年度については減免総額の規模に応じて、財政支援の額が減免総額の10分の4または10分の6となる場合もあり、令和5年度においても同様の措置がとられることが想定される。

【参考：国民健康保険一人当たりの医療費（全国、千葉県）】



（出典）国民健康保険事業年報（国・県）〔令和2年度は速報値〕

Ⅲ 未来を支える医療・福祉の充実

2 高齢者福祉の充実

(1) 介護人材の確保・定着対策の推進

提案・要望先 厚生労働省

千葉県担当部局 健康福祉部



【提案・要望事項名】 介護人材の確保・定着対策の推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 介護人材の安定的な確保・育成・定着を図るため、国において介護職への理解促進と魅力・やりがいの発信を様々なメディアを活用して実施し、学生や主婦、高齢者などの多様な人材の確保に取り組むとともに、介護現場における職員の負担軽減と働きやすい職場環境整備を促進すること。
- 2 介護事業者が円滑に外国人を雇用できるように、外国人介護人材の受入体制の充実を図ること。
- 3 介護職員への処遇については、これまでの介護報酬改定等により、介護福祉士等の有資格者を中心に一定の改善が図られているが、処遇改善加算の対象サービス・職種の拡大を含め、介護に携わる職員全体について、更なる処遇改善を図ること。

【直面している課題・背景】

- 高齢化の進展に伴う介護ニーズの増大により、介護人材の確保が喫緊の課題となっている。
- 県では、市町村や事業者と連携し対策に取り組んでおり、介護職員数は年々増加しているものの、有効求人倍率や離職率は全産業に比べて高い傾向にあり、依然として人材不足の状況が継続している。
- 介護職員の処遇については、介護報酬における処遇改善加算の充実により、有資格者を中心に一定の改善がされているが、資格を持たない者も含めた介護職員全体では、全産業の平均に比べると依然として低い水準にある。また、介護に携わる職員のうち、居宅介護支援事業所の介護支援専門員などは、処遇改善加算の対象となっていない。

【参考１：介護職員の確保・定着の状況】

○介護職員数

(人)

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	R1 年度	R2 年度
千葉県	74,040	76,792	79,167	85,135	86,890	87,657
全 国	1,838,955	1,898,760	1,951,030	2,029,830	2,105,877	2,119,476

○有効求人倍率

(倍)

		R2 年度
千葉県	介護サービスの職業	4.55
	全産業	0.90

○離職率

(%)

		R2 年度
千葉県	介護サービス	19.9
	産業計	16.8

【参考２：介護職員の処遇の状況】

○介護報酬改定及び処遇改善加算の状況

- ・平成 29 年度 1. 14 % 増
→介護職員の処遇改善として 1 万円相当分
- ・平成 30 年度 0. 54 % 増
- ・令和元年 10 月 2. 13 % 増
→経験・技能のある職員に対する処遇改善（特定処遇改善加算の創設）
→消費税引き上げ（10 %）への対応 等
- ・令和 3 年度 0. 7 % 増
→介護人材の処遇改善、物価動向、介護事業者の経営を巡る状況等を反映
- ・令和 4 年 2 月 介護職員処遇改善支援補助金
→介護職員の収入を 3 % 程度（月額 9,000 円）引き上げるための措置

○給与の状況

ア 有資格介護職員の平均給与額（月給・常勤・加算Ⅰ～Ⅴ取得事業所）〔全国〕（千円）

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	R1 年度	R2 年度
有資格介護職員	286.5	291.9	295.7	303.5	302.5	318.2
介護福祉士	297.3	302.6	307.1	313.9	313.6	329.3
社会福祉士	324.3	323.6	336.1	336.3	336.6	353.0
介護支援専門員	334.4	338.4	347.6	350.0	351.5	368.0
実務者研修	283.5	285.3	285.2	288.1	288.9	303.2
初任者研修	267.4	274.0	276.5	285.6	285.8	301.2

（出典）厚生労働省「介護従事者処遇状況等調査」〔各年 9 月、R1 年・R2 年は 2 月〕

（注 1）諸手当、賞与を含む

（注 2）介護職員：施設介護員、訪問介護員（R1 から通所リハ等も含む）

イ 介護職員等・全産業平均給与額（月給）〔全国〕 (千円)

	27 年	28 年	29 年	30 年	R1 年	R2 年
福祉施設介護員	223.5	228.9	234.3	241.0	244.1	252.3
全産業	333.3	333.1	332.9	335.7	335.6	330.6
差	▲109.8	▲104.2	▲98.6	▲94.7	▲91.5	▲78.3

（出典）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」〔各年 6 月〕

（注 1）職種別は、企業規模 10～999 人の額

（注 2）賞与を除く。

（注 3）福祉施設介護員：老人・障害・児童・その他福祉施設における介護従者

（注 4）令和 2 年度の「福祉施設介護職員」は「介護職員（医療・福祉施設）」へ区分変更

ウ 一般労働者の賃金比較（令和 2 年） (千円)

	男女計	男性	女性
全体	330.6	366.6	265.9
看護師	338.4	349.3	337.0
准看護師	288.0	303.2	286.0
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士	290.6	303.5	276.6
介護支援専門員	276.0	295.9	268.9
その他の社会福祉専門職業従事者	274.6	302.9	254.5
介護職員（医療・福祉施設等）	252.3	272.5	241.4
訪問介護従事者	260.2	284.6	253.6

（出典）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」〔各年 6 月〕

（注 1）職種別は、企業規模 10～999 人の額

（注 2）賞与を除く。

IV 子どもの可能性を広げる千葉の確立

1 子育て施策の充実

(1) 保育所等の施設整備と運営に対する財源措置及び保育士の確保

提案・要望先 厚生労働省、文部科学省、内閣府
千葉県担当部局 健康福祉部



【提案・要望事項名】

保育所等の施設整備と運営に対する財源措置及び保育士の確保

【具体的な提案・要望内容】

- 1 国は、待機児童解消のため、新たに令和3年度から令和6年度末までの4年間で約14万人の受皿整備を行うとしている。待機児童ゼロを実現し、これを維持するためには、保育需要の伸びに応じた着実な整備が必要である。ついては、保育所等施設整備に対する財政支援を充実させること。
- 2 施設整備に伴い必要となる保育士の確保に向け、処遇改善を図るため、保育士の給与が他の職種と比べ適切な水準となるよう公定価格の引上げを行うこと。
また、自治体の財政力によって保育に地域格差の生じることがないように、公定価格や各種補助制度において、統一的かつ総合的に保育士の人材確保及び定着化の取組を強化・充実させること。
- 3 公定価格の地域区分等について地域の状況を反映した設定にすること。
- 4 1歳児や4・5歳児の職員配置基準を改善するとともに、事務員、調理員等の職員の配置について現場の実情を考慮し、公定価格に反映させること。
- 5 多くの保育所等において、既に看護師が配置されていることに加え、医療的ケア児の受入れ拡大の必要性が高まっていることなどから、更なる看護師の配置が求められるため、看護師の配置に係る経費を公定価格で措置すること。
- 6 保育士の資質向上のための研修受講にあたり、必要となる代替保育士の雇上げについて、十分な対応ができるよう公定価格の引上げを行うこと。
- 7 保育士等キャリアアップ研修の修了履歴の管理システムについて、国の責任において早急に整備すること。
- 8 保育士修学資金等貸付事業について、事業継続に十分な財政措置を行うこと。

9 地域の実情に配慮し、公立保育所に係る経費及び幼児教育・保育の無償化への対応に要する地方負担について、十分な財源措置を行うこと。

【直面している課題・背景】

- 本県では、待機児童の多い都市部を中心に施設整備を促進しており、国や県の補助金等を活用して、近年は5千～6千人規模の整備を実施し、平成28年度から令和2年度までの5年間で約2万6千人の定員増を行ってきた。
- しかし、令和3年4月1日時点の待機児童数は428人と、前年同期（833人）より減少したものの、待機児童の解消には依然至らない状況であり、引き続き施設整備による定員増を図っていく必要がある。
- 令和4年2月から約3%月額9,000円の処遇改善を行っているが、算上の配置人数と実際の配置人数に差があることなどから、保育士は他業種と比較し、依然、給与水準が低く平均勤続年数も短い傾向にあるため、保育士確保のためには処遇の改善が引き続き重要である。また、保育士が不足している地域では、地方単独の処遇改善を行う場合があるが、自治体の財政力などにより差が出ていることが大きな課題となっている。
- 保育士の人材確保及び定着化に係る各種制度について、財政負担が困難な自治体は、制度の活用を見送らざるを得ない状況がある。
また、施設区分（保育所、認定こども園、地域型保育事業等）によって補助制度や公定価格の基本単価に含まれる経費・加算項目や国費の交付方法に差がある。例えば、障害児に対する保育士の加配について、小規模保育事業では公定価格の加算項目であるが、保育所等では交付税措置とされている。
- 子ども・子育て支援の質的向上として新制度当初に掲げられた1歳児の職員配置の6対1を5対1に、4・5歳児の職員配置の30対1を25対1にすることについて、保育現場の環境改善と、保育士の定着確保のため早期に改善するよう求める。

その他、新制度移行及び幼児教育・保育の無償化に伴う事務量の増加や、アレルギー食対応等の業務量の増加に対応するため、事務員、調理員等を実情に応じて配置できるよう、公定価格への反映を求める。
- 保育所等運営費の給付においては、公定価格の地域区分が市町村ごとに設定されており、同規模であっても隣接区域との差が生じているところである。また、建物賃借料についても、地域によって負担が高額となっているなど、地域の状況を反映した区分の設定が求められている。
- 本県においては、令和3年4月1日現在、約4割の保育所等に看護師が配置されている中で、同年9月18日に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、医療的ケア児の対応がより一層求められていることや感染症対策、アレルギー児等の対応が必要であるなど、保育所等での看護師の役割の重要性が年々高まっていることから、看護師の配置に係る経費を公定価格で措置する必要がある。

○ 令和 5 年度から処遇改善等加算Ⅱの認定にあたり、研修受講要件が必須となることから、確実に必要な研修を受けられるよう研修代替の職員を確保するため、当初子ども・子育て支援の質的向上として掲げられた年間 5 日分の配置に伴う公定価格の早期拡充を求める。

○ また、当該研修の修了履歴の管理は都道府県が行うとされており、国は平成 29 年度中にその管理システムを各都道府県へ配付するとしていたが、いまだに配付されていない状況である。そもそも、保育士の研修修了履歴は当人の保育士登録情報と紐付けされるべきものであり、そのためには、全国統一の管理システムが不可欠である。

研修開始から 5 年が経過し、本県でも既に約 1 万 7 千人が本研修を修了しており、今後も増え続けることは確実であることから、一刻も早い修了履歴管理システムの整備を求める。

○ 保育士修学資金等貸付事業については、平成 29 年 1 月の事業開始以来、貸付実績も順調に推移している。しかしながら、事業開始以降数回にわたり貸付原資が追加交付されているものの保育士不足を原因とする待機児童はいまだ解消されていない。保育士確保・定着対策として有効な本事業の継続のための十分な財政措置を引き続き求める。

○ 相次ぐ災害や新型コロナウイルス感染症の拡大時等における保育の確保など、公立保育所の役割の重要性が改めて認識されている。公立保育所の施設整備や運営に係る経費については、地方債又は一般財源で財源措置することとなっており、保育環境の改善に財政的な課題を抱えている市町村が少なくない。また、幼児教育・保育の無償化に係る県及び市町村負担分についても国による確実な財源措置を求める。

令和5年度 国の施策に対する重点提案・要望

Ⅳ 子どもの可能性を広げる千葉の確立

1 子育て施策の充実

(2) 子どもの医療費助成制度の創設

提案・要望先 厚生労働省

千葉県担当部局 健康福祉部



【提案・要望事項名】 子どもの医療費助成制度の創設

【具体的な提案・要望内容】

国、県、市町村が一体となって次世代育成支援ができるよう、国において現物給付方式による子どもの医療費助成制度を創設すること。

【直面している課題・背景】

- 市町村が実施する子ども医療費助成事業に対しては、子どもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減等、子育て支援の観点から、全都道府県で助成を行っている。
- しかしながら、財政事情や政策的な要素などから、自治体間で支払方法や対象年齢、自己負担金、所得制限等の制度内容が異なるため、保護者の不公平感や転居によって負担が増加することへの不満が生じている状況にある。
- 子どもの医療費助成は、子育て世代の保護者の要望が多く、また、次世代育成支援対策の一環として重要な制度である。さらに、市長会、町村会、市町村及び県議会すべての会派からも、制度の創設等について要望が出されている。

【参考：子ども医療費助成事業の概要】

子どもにかかる医療費から保険給付の額を控除した額について、その費用の全部又は一部を助成する経費を、実施主体の市町村に補助する事業。

実施主体	市町村（県単独事業）
負担割合	県 1/2、市町村 1/2（千葉市のみ県補助 1/4）
助成対象	入院：中学校3年生まで 通院：小学校3年生まで
自己負担	入院1日、通院1回につき 300 円 (市町村民税所得割非課税世帯は無料)
所得制限	児童手当に準拠
R4当初予算額	67億円

Ⅳ 子どもの可能性を広げる千葉の確立

1 子育て施策の充実

(3) 児童虐待防止体制の充実

提案・要望先 厚生労働省

千葉県担当部局 健康福祉部



【提案・要望事項名】 児童虐待防止体制の充実

【具体的な提案・要望内容】

- 1 児童相談所における児童福祉司、児童心理司、保健師などの専門職員の配置について、人材の確保が非常に困難である状況に加え、国の児童福祉司の配置基準の見直し等により、更なる増員が必要である状況に鑑み、国の責任において、十分な人材の確保・育成対策及び財政措置を講じること。
- 2 一時保護所の実情に応じた人員配置・設備基準を策定し、保護されている子どものために十分な人員配置やそれらを通じた環境の向上を図るよう必要な対策及び財政措置を講じること。
- 3 児童虐待の未然防止のためには、子ども家庭相談の窓口となる市町村の体制強化が重要であることから、市町村における人材の確保や体制整備のための支援及び財政措置を講じること。
- 4 中核市における児童相談所の設置を促進するため、専門的人材の育成・確保や一時保護所等の整備に係る補助制度の充実など、必要な支援措置を講じること。

【直面している課題・背景】

- 県では、平成29年度から児童福祉司や児童心理司等の児童相談所職員を計画的に増員しているところであるが、令和元年度からは、国の児童福祉司の配置基準が県民4万人に1人から3万人に1人に見直されたなど、更なる増員が必要となったことから、人材の確保が急務となっている。
- 令和2年度の児童虐待相談対応件数は9,863件で、平成27年度の5,568件と比較して約1.8倍となっており、児童福祉司等の職員の業務負担が増加し、事案のきめ細やかな対応が難しくなっており、業務執行体制の強化が課題となっている。
- 児童虐待相談対応件数の増加に伴い、一時保護を必要とする子どもは、増加傾向にあり、適切な環境において保護できるような取組は、必要

不可欠となっている。

- このような取組を行うための一時保護所の人員配置や設備基準は、児童養護施設に係る児童福祉施設最低基準に準じているが、一時保護所は、24時間対応で受入れを行い、虐待や非行など様々な背景を抱えた幅広い年齢層の子どもがおり、それぞれに配慮した安全・安心な環境で適切なケアが提供されることが重要であることから、独自の基準の策定が必要である。
- 市町村は、県民にとって最も身近な子どもに関する相談の窓口であり、児童虐待を未然に防止するためには、支援が必要な子どもや子育て家庭に対する確かな支援が行き届くように、市町村の体制を強化する必要がある。
- 市町村は、児童福祉法に基づく「子ども家庭総合支援拠点」を令和4年度までに設置する努力義務があることから、人材の確保・育成や窓口の整備が急務となっている。
- 中核市における児童相談所設置の推進は、住民に最も身近な行政の強みを活かし、児童虐待の未然防止から虐待を受けた子どもの自立支援まで、切れ目のない一貫した支援を行うことが可能となるため、本県における虐待防止対策を充実させるうえでも極めて有効である。
- そのため、本県では、平成28年度から「県と中核市との児童相談所設置に関する意見交換会」を設置し、中核市である船橋市、柏市との意見交換を重ねるとともに、両市からの研修生を児童相談所に受け入れる等の支援を実施しているが、平成31年2月には、両市が児童相談所の設置に向けた検討に着手することを表明し、現在、令和8年度中の開所に向けた準備を進めている。
- 一方で、児童相談所の設置にあたっては、児童福祉司や児童心理司などの専門職の確保や、整備に係る財源の確保が今後の大きな課題となっており、国においても支援を強化しているところではあるが、船橋市や柏市は更なる支援の強化を求めている。

児童虐待相談対応件数の推移（H27～R3）

（単位：件）

	H27	H28	H29	H30	R1	R2
全 国	103,286	122,575	133,778	159,838	193,780	205,044
千葉県・市	6,669	7,910	7,914	9,060	10,715	11,629
千葉県のみ	5,568	6,775	6,811	7,547	9,061	9,863

一時保護所入所状況（H27～R3 各年4月1日現在）

（単位：人）

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
入所児童数	111	110	118	125	162	179	203
定 員	115	115	115	115	115	115	171

Ⅳ 子どもの可能性を広げる千葉の確立

1 子育て施策の充実

(4) 子どもの貧困対策の推進

提案・要望先 内閣府、文部科学省、厚生労働省
千葉県担当部局 健康福祉部、教育庁



【提案・要望事項名】 子どもの貧困対策の推進【新規】

【具体的な提案・要望内容】

- 1 子どもの貧困に係る統一的な基準・指標を用いた全国調査の着実な実施と都道府県・市町村別データの提供を行うこと。
- 2 地域の実情に応じた取組の促進につながるよう、「地域子供の未来応援交付金」の運用の弾力化や事業の恒久化を図ること。
- 3 子どもの貧困対策における県と市町村の役割の明確化及び十分な財政支援の措置を図ること。
- 4 生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業の国庫補助の事業費上限の撤廃、補助率の引上げなど財政支援の強化を図ること。
- 5 貧困対策はもとより多世代交流等の場としての役割が期待される「子ども食堂」等の取組の推進及び継続的な運営が可能となるよう、全国レベルでの食材供給の仕組の構築など支援の充実を図ること。

【直面している課題・背景】

- 平成30年の全国における子どもの貧困率は13.5%となっており、約7人に1人の子どもが平均的な生活水準の半分以下で暮らす貧困の状態にあるとされている。
特に、新型コロナウイルス感染症の拡大により、雇用情勢が大きく影響を受けていることから、特に弱い立場にある子どもへの支援を強化する必要がある。
- 子どもの貧困対策は、市町村による地域の実情に応じた取組が効果的であり、そのためには、子どもを取り巻く環境を正しく把握し、施策に反映させていく必要があることから、国において、統一的な基準・指標を用い、都道府県・市町村別の分析等が可能となる全国規模の実態調査が求められる。

○ 子どもの貧困対策の実効性を高めるため創設された「地域子供の未来応援交付金」は、支援事業の細分化とともに、運用のルールが詳細に規定されているほか、法定の交付金ではないことから存続が確約されているものではない。また令和３年以降創設された「つながりの場づくり緊急支援事業」や「新たな連携によるつながり場づくり緊急支援事業」は新型コロナウイルス感染拡大への対応に伴う緊急支援として位置づけられている。

地域の実情に応じた支援を展開していくためには、運用の弾力化や、事業の恒久化が求められる。

○ 子どもの貧困対策の推進に関する法律では、国及び地方公共団体の責務のみ定められており、子どもの貧困対策における県と市町村の役割の明確化及び十分な財政支援の措置が必要である。

○ 生活困窮者自立支援法に定める事業については、必須事業である自立相談支援事業は補助率３／４、任意事業である就労準備支援事業や一時生活支援事業は補助率２／３である一方、子どもの貧困対策として効果的な事業である子どもの学習・生活支援事業は補助率１／２とされている。

○ 県で把握している県内の子ども食堂の数は、平成２９年度には９１箇所であったが、令和３年５月現在で１７５箇所であり、毎年増加している。子どもの貧困対策はもとより子どもの居場所づくり、さらには、多世代交流等の場等、大きな役割が期待されている子ども食堂の継続的な運営のために支援の充実が必要である。

【参考】

子どもの貧困率の推移

	平成２１年	平成２４年	平成２７年	平成３０年
子どもの貧困率 (前回との比較)	１５．７％ (＋１．５)	１６．３％ (＋０．６)	１３．９％ (△２．４)	１３．５％ (△０．４)

IV 子どもの可能性を広げる千葉の確立

2 教育施策の充実

(1) 学校における働き方改革のための教職員等の体制強化

提案・要望先 文部科学省

千葉県担当部局 教育庁



【提案・要望事項名】

学校における働き方改革のための教職員等の体制強化

【具体的な提案・要望内容】

1 教職員定数の改善及び充実

- (1) 学校における働き方改革や複雑化・困難化する教育課題へ対応するため、更なる教職員定数の改善に取り組むこと。
- (2) 基礎定数化された初任者研修指導教員の算定基準を見直すこと。
- (3) 小学校において35人学級が実施されるなか、加配定数の振替が行われているが、地域の実情や学校の実態に応じた柔軟な加配定数の活用ができるよう制度を見直すこと。また、中学校においても同様の取組を進めること。

2 専門スタッフ・外部人材の拡充

- (1) スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置時間数の増加や配置校数の拡大に必要な予算を申請額のとおり措置するよう一層拡充すること。また、教育支援体制整備事業費補助金の補助率を1/2に引き上げること。
- (2) スクール・サポート・スタッフ、部活動指導員の配置が促進されるよう、国の補助制度を拡充すること。

3 小学校英語教育推進のための国としての支援の充実

専科教員やALTの確保に対する予算措置の拡充及び資格要件の緩和を図ること。また、教員の研修の充実に関する予算措置の拡充を図ること。

4 栄養教諭等の配置促進及び食に関する指導のための施策の充実

食に関する指導の充実と栄養教諭等の配置促進による指導体制の強化を図ること。

【直面している課題・背景】

1 教職員定数の改善及び充実

○ 生徒指導上の問題等が複雑化、多様化するなか、近年の教育行政には、学習指導要領の改訂に伴う授業時数や指導内容の増加等への対応、いじめ問題をはじめとした生徒指導への対応強化、通級指導教室の充実など特別支援教育の推進、新たな外国人材の受入れに伴う外国人児童生徒への日本語指導のより一層の充実等、様々な課題への対応が求められており、これらの教育課題に対応するためには教職員定数を適切に措置する必要がある。

○ 平成29年に行われた「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（以下、「義務標準法」という。）改正により基礎定数化された「初任者研修体制の充実」については、学校現場の状況を踏まえると、国の基準では十分とはいえない。初任者6名に対し1名の初任者指導教員を配置するよう加配措置されているが、初任者研修の体制及び水準を維持するためには初任者指導教員1名が担当する初任者は4名が限度である。

○ 令和3年の義務標準法改正では、小学校の学級編制の標準が全ての学年において40人から35人に引き下げられ、令和7年度まで学年進行により段階的に実施されることとなったが、これには少人数学級のための加配が振り替えられている。加えて、令和4年度予算において「小学校高学年における教科担任制の推進」のため、これまで少人数学級やティーム・ティーチングなどの少人数指導を行うための加配定数が専科指導を行うための加配として一部振り替えられている。

教職員定数については、その配置や活用に条件を付すことなく、地域の実情や学校の実態に応じて、専科指導や少人数指導など多様な指導方法を学校が選択し、柔軟に活用することができるようにすることが必要である。中学校においても同様であり、児童生徒一人一人に合ったきめ細かな対応ができるよう、地方自治体が柔軟な取り扱いを可能とするような制度を構築すべきである。

2 専門スタッフ・外部人材の拡充

○ 本県ではこれまでに、中学校を中心にスクールカウンセラーを配置し、小学校には要請に応じ、派遣等により対応してきた。しかし、依然としていじめの早期発見、早期対応や増加傾向のある不登校児童への適切な支援、暴力行為等の問題行動の低年齢化、加えて、虐待や発達障害への対応など、小学校へのスクールカウンセラー配置の要望は、より一層強くなっていることから、令和3年9月に、配置のなかった小学校466校に対して月1回程度配置することとした。

また、高等学校については、教育相談のニーズが高いにもかかわらず、全校配置ができず、未配置校からの要請に応じて配置校からスクールカウンセラーを派遣している状況にあり、十分な対応ができているとは

言い難い状況である。

加えて、児童生徒の問題行動の背景には、児童生徒を取り巻く家庭環境等が影響している事案もあり、特に、長期化している新型コロナウイルス感染症の影響による保護者の経済状況などの変化や生活リズムの乱れ等により、心身の不調に関する相談等が寄せられている。そのような状況の中、児童生徒の抱える問題に環境面からサポートするスクールソーシャルワーカーのニーズがさらに高まってきている。

以上のことから、今後も専門的な支援・助言等を行うスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置を拡充していく必要があることに加え、近年、頻発かつ大規模化する災害等により、精神的な支援を要する児童生徒のケアを速やかに行わなければならない状況も発生していることから、配置促進のために国の更なる財政支援が必要である。

- 文部科学省が公表した「教職員の業務実態調査（平成26年度）」によれば、小・中学校において、「国や教育委員会からの調査やアンケートの集計」、「児童・生徒、保護者アンケートの実施・集計」など、直接児童生徒の教育とは関係のない文書事務の負担感率が高い状況であるなど、教員の事務負担の軽減は、学校の業務改善を図る上では重要な課題である。

平成31年1月25日、中央教育審議会の「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」の答申においても、業務の役割分担・適正化を着実に実行するための方策として、文部科学省には、授業準備や成績処理等を補助するスクール・サポート・スタッフの配置支援を行うことが求められるとされた。教員の事務負担を軽減することは、効果的な教育活動を行う上でも有効であり、本来は教員の業務だが負担軽減が可能な業務については、「スクール・サポート・スタッフ」が担うよう、その配置を促進することが必要である。また、配置促進のためには国の財政的支援等の補助制度の拡充が必要である。

本県では、平成30年度から、文部科学省の補助制度を活用し、「スクール・サポート・スタッフ配置事業」をモデル事業として、小中学校20校、特別支援学校2校に、スクール・サポート・スタッフを配置し、その成果を検証したところであり、令和元年度は、小中学校、特別支援学校合計120校、令和2年度は合計180校、令和3年度は合計219校と、順次配置を拡充してきた。

また、令和2年度に、文部科学省の新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の「学びの保障」総合対策パッケージにおいて、全国の未配置校へ1名程度の追加配置が決定したことから、小中学校246校、特別支援学校9校の併せて255校へ追加配置した。配置校においては、教員の事務負担の軽減に大きな効果が見られたため、学校現場から配置拡充の声が高まっていることから、人材確保に当たっては、国の補助制度の拡充が必要であると考える。

- 令和２年度「教職員の働き方改革に係る意識調査（全校種）」によれば、月の残業時間が８０時間を超える教職員の７１％が、週休日３時間以上、部活動に従事しているなど、部活動顧問となった教員の負担は看過できない深刻な事態である。教員の負担軽減を図るためにも、部活動指導員の配置は重要であり、配置促進のためには国の財政的支援等の補助制度の更なる拡充が必要である。

３ 小学校英語教育推進のための国としての支援の充実

- 令和２年度から３・４年生に外国語活動、５・６年生に外国語科が導入され、３年生以上の授業時数は年間３５時間増加した。
教員の負担軽減及び専門的な指導者不足を解消するため、学校現場や市町村教育委員会から専科教員やＡＬＴの配置を増やすことが要望として挙がっており、配置促進のために国の財政支援が必要である。
また、指導者については、専門的な知識をもった、より幅広い人材を確保するため、外部資格や指導経験年数、授業持ち時間等の要件緩和を行い、多様な雇用形態を可能とすることも必要と考える。
- 教科化により、読むこと・書くことに関する指導内容や指導時数が増えただけでなく、数値による評価も求められることから、今後も学習指導要領に対応した教員の指導力向上に向けた研修の充実が必要であると考ええる。

４ 栄養教諭等の配置促進及び食に関する指導のための施策の充実

- 国においては、令和３年３月に学校給食の充実等を重点課題として盛り込んだ「第４次食育推進基本計画」が策定され、その推進が図られており、学習指導要領においては「食育の推進」が、これまで以上に明確に位置づけられている。
本県においても、令和４年３月から「第４次千葉県食育推進計画」に基づいて学校給食及び食に関する指導の充実を図っているところであり、これらの指導の中核となる専門的な知識をもった栄養教諭等を配置する必要がある。

Ⅳ 子どもの可能性を広げる千葉の確立

2 教育施策の充実

(2) 「GIGAスクール構想」実現に向けた取組への支援

提案・要望先 文部科学省

千葉県担当部局 教育庁



【提案・要望事項名】

「GIGAスクール構想」実現に向けた取組への支援

【具体的な提案・要望内容】

- 1 急激に進む教育のICT化を支えるため、運営支援センターの継続及び学校のICT環境に係る地方財政措置によるICT支援員の増置やICT活用教育アドバイザーの配置に対する予算措置の拡充を図ること。
- 2 ネットワーク通信環境整備や保守管理、大型提示装置等の周辺機器整備、ソフトウェア整備、耐用年数が経過した端末の処分に要する費用を含めた更新等の費用、家庭における通信費の負担軽減についても、必要な財政措置を講じること。
- 3 デジタル教科書を無償とするとともに効果的な活用事例を全国に共有できる仕組みづくりを進めること。

【直面している課題・背景】

- 国により「GIGAスクール構想」が加速され、「1人1台端末」環境での本格的な学習が始まっている。1人1台端末を急遽導入したことから、ICT教育に向けた準備・運用(授業での使用方法、日常のメンテナンス等)が十分でないまま、活用が始まっている。その結果、市町村間や学校間におけるICT活用状況の差異が生じている。端末の管理やトラブル対応、授業での教員の指導を支えるICT支援員等の増員や配置が必要不可欠である。ICT支援員については、「教育のICT化に向けた環境整備5カ年計画(2018～2022年度)」において、4校に1人分の地方財政措置がされているものの、今後の支援については方針が不明確である。
- 文部科学省令和3年度補正予算により、GIGAスクール運営支援センター整備事業52億円が計上された。地域による教育格差を解消し、すべての地域で1人1台端末環境の円滑な運用が行われるよう、運営支援センターについて継続した財政支援が必要である。
- 「1人1台端末」の学習効果を最大限に発揮するための周辺機器や学習支援ソフトなどのハード・ソフト面での環境整備、導入後に生じるネットワーク及び端末整備後の機器の保守管理等の維持に係る経費、更新時の費用

について、耐用年数やランニングコストなどを踏まえた継続的かつ十分な財政措置を行うとともに、1人1台端末整備に伴う通信量の増加に対応できる校外通信ネットワーク整備等に必要な財政措置が必要である。さらに、「1人1台端末」の処分に要する費用について、処分を業者に委託する場合、多額の費用が発生することも懸念される。これらの課題について地域間格差・学校間格差が生じることがないように、端末処分費用等も視野に入れ、必要な財源の確保を図っていく必要がある。

- 1人1台端末が整備され、デジタル教科書等を活用し、個別最適な学びや協働的な学びの向上を目指した授業改善等を進めていくためには、デジタル教科書を無償とすることに加え、効果的な活用事例を自治体の枠を超えて共有していく必要がある。

IV 子どもの可能性を広げる千葉の確立

2 教育施策の充実

(3) 学校施設の整備に必要な財源の確保と学校機能の強化

提案・要望先 文部科学省

千葉県担当部局 教育庁



【提案・要望事項名】

学校施設の整備に必要な財源の確保と学校機能の強化

【具体的な提案・要望内容】

- 1 国は、校舎等の大規模改造等の実施に必要な公立学校施設整備事業の予算について格段の充実を図ること。
- 2 計画的・効率的な長寿命化を図る老朽化対策、教育環境向上を図るための空調設備の整備やトイレ改修、避難所としての防災機能強化などについて、補助率の引上げや補助対象の拡充を図ること。
- 3 学校給食施設の整備に向け、地方の事業計画を踏まえて、必要な財源を確保すること。

【直面している課題・背景】

- 学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、災害時には地域住民の避難所としても使用される重要な施設である。このような中、公立小中学校施設の約7割が建築後約30年以上を経過するなど老朽化が著しい。また、国においても、避難所となる学校施設の防災機能の強化を推進しているところである。自治体の整備計画を促進する観点からも、補助率の引き上げや下限額の引き下げ、対象校の拡大など、補助制度の拡充を図ることが必要である。
- 学校給食施設の整備に係る事業については、各地方公共団体が地域の実情を踏まえた事業計画を立てている。年度によっては不採択が採択を上回ることもある。また、国の補助率に対して地方の事業予算が上回ることから、財源の確保が必要である。

Ⅳ 子どもの可能性を広げる千葉の確立

2 教育施策の充実

(4) 特別支援学校スクールバスにおける感染症対策への支援

提案・要望先 文部科学省、内閣府、財務省

千葉県担当部 教育庁



【提案・要望事項名】

特別支援学校スクールバスにおける感染症対策への支援

【具体的な提案・要望内容】

特別支援学校での感染拡大防止に対応するため、令和3年度補正予算により特別支援学校スクールバス増便等の経費が措置されたところであるが、感染症対策は継続して行う必要があることから、令和5年度予算においても必要な財政措置を確実に講じること。

【直面している課題・背景】

- 感染症リスク軽減を図るため、特別支援学校の設置者が実施するスクールバス増便等の取組に対し、1／2の補助を行う「特別支援学校スクールバス感染症対策支援事業」が国の令和2年度補正予算において、新たに国庫補助金及び国庫交付金の対象となり、令和3年度補正予算においても、所用の経費が計上された。
- 本県を含めた全国の新型コロナウイルス感染症の状況から、令和5年度も引き続き、同様の感染症対策をとることを見込む必要がある。
- 特別支援学校スクールバスは、小中学部の児童生徒を中心に利用者が多く、長時間3密となる恐れがあるとともに、重症化リスクの高い基礎疾患を有する児童生徒が乗車していることから、感染リスクを低減させるための乗車人数の少人数化等の取組を継続していく必要がある。可能な範囲で保護者送迎の協力を得つつ増車を行っているが、対策が必要なバス台数も多く、県単独事業として実施するには多くの財源を要することから、国庫による財政支援が不可欠である。

【参考】特別支援学校スクールバス感染症対策事業による増車

- ・ 令和2年度（9月～3月） 17校 24コース
- ・ 令和3年度（4月～7月、9月～3月） 16校 24コース
- ・ 令和4年度（4月～7月）予定 17校 24コース

Ⅳ 子どもの可能性を広げる千葉の確立

2 教育施策の充実

(5) 義務教育における学校給食費への支援

提案・要望先 文部科学省

千葉県担当部局 教育庁、健康福祉部



【提案・要望事項名】 義務教育における学校給食費への支援

【具体的な提案・要望内容】

少子化対策として保護者負担の軽減等のため、学校給食費の無償化に取り組む自治体への新たな補助制度を創設すること。

【直面している課題・背景】

- 学校給食は、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、栄養バランスのとれた給食を児童生徒に提供することは、児童生徒の健やかな成長のために非常に重要である。
- 県内市町村においては、学校給食への地場産物の活用や郷土食の提供等を通じた学校給食の充実に努めるとともに、給食費の減免措置を通じた子育て世帯への支援を行っている。
- 食材費の高騰等に伴い、多くの市町村が給食費を値上げせざるを得ず、特に多子世帯の保護者の家計を圧迫するとともに、給食費の減免措置を行う市町村の財政面に影響を与えかねない。
- そこで、少子化対策の観点から、国において、保護者負担の軽減を目的として、学校給食費の無償化に取り組む自治体への新たな補助制度を創設するよう要望する。

Ⅳ 子どもの可能性を広げる千葉の確立

2 教育施策の充実

(6) 技術系・福祉系人材の育成に向けた教育環境整備に対する支援

提案・要望先 文部科学省

千葉県担当部局 教育庁



【提案・要望事項名】

技術系・福祉系人材の育成に向けた教育環境整備に対する支援

【具体的な提案・要望内容】

- 1 技術系・福祉系人材の育成に向けて教育内容のより一層の充実を図るため、最先端の施設・設備の整備が更に進められるよう、教育環境の整備の実施に必要な予算を継続的に確保すること。
- 2 最先端の技能を有する学校外の優れた人材を講師として招へいできるよう、必要となる経費について財政措置を講じるとともに、外部機関との連携を図るコーディネーターの配置に係る経費について、予算の拡充を図ること。

【直面している課題・背景】

- 県立高校における、技術系学科の実習施設・設備は老朽化が進んでおり、ICTを活用した最先端の技術を学ぶ上で、大きな支障をきたしている。
令和2年度には、国の第3次補正予算において、高性能ICT端末等を含む最先端のデジタル化に対応した産業教育装置の整備に必要な経費が緊急的に補助されたが、最先端の教育を行うためには、施設・設備の充実が継続的に図られる必要がある。
- また、各学校において最先端の学びを実現する上で、企業等の外部機関に在職する優れた人材の活用は必須であると考えられるが、その派遣に係る謝金や旅費など、必要経費に係る財政措置が不十分であることに加え、外部機関との調整を行うコーディネーターの配置が不足していることから、教職員が外部機関との調整を行っている場合が多く、学校現場において負担となっている。

Ⅳ 子どもの可能性を広げる千葉の確立

2 教育施策の充実

(7) 私立学校の運営等に対する支援策の充実

提案・要望先 文部科学省

千葉県担当部局 総務部



【提案・要望事項名】 私立学校の運営等に対する支援策の充実

【具体的な提案・要望内容】

- 1 私立学校に対する経常費補助については、国の財源措置の更なる充実を図ること。
- 2 私立高等学校の授業料の実質無償化については、国において財源を確実に確保すること。また、地方自治体が独自に取り組んでいる保護者に対する学費等の負担軽減策は都道府県によって制度が異なることから、修学支援制度の更なる拡充を行うとともに、国の財源措置の充実を図ること。
- 3 私立幼稚園教員の処遇改善に係る支援制度については、保育園や認定こども園に対する国の処遇改善制度との均衡を図りながら、私立幼稚園が教員の処遇改善を確実に実施できるよう、制度の充実を図ること。
- 4 幼児教育の無償化については、市町村ごとに手続きや様式等が異なり、私学助成を受けている私立幼稚園の事務負担が増加していることから、事務処理の見直しを行うとともに、事務費などの財政的な支援を行うこと。
- 5 幼児教育・高等教育の無償化に係る地方負担分については、十分な交付税措置を行うこと。

【直面している課題・背景】

1 私立学校への経常費助成

- 国は、私立学校の振興を図り、私立学校の健全な経営等に資するため、都道府県が高等学校・中学校・小学校及び幼稚園を設置する学校法人の学校教育に係る経常的経費に対し補助する場合に、都道府県に対しその経費の一部を助成している。
- 千葉県では、国の標準単価に県独自の上乗せ額を加算し、生徒1人当たり

の補助単価を充実させ、学校法人に補助しているが、私立学校の経常的経費も教育環境の改善を図るなど増加傾向にあり、十分とは言えないため、国の財源措置についても更なる充実が必要である。

2 私立高等学校の授業料の実質無償化

- 経済的理由により修学を断念する生徒を出さず、全ての意志ある生徒がどこに在住していても安心して教育を受けられるようにするため、令和2年4月から高等学校等就学支援金の支給上限額が引上げられたが、引き続き、国において、無償化の財源を確保し、確実に実施する必要がある。
- また、県では、国の就学支援金に上乗せして授業料減免事業及び入学金軽減事業を全額県費で実施しているが、近隣都県によって制度が異なることから、生徒保護者の間に不公平感が生じている。国において、修学支援金制度の更なる拡充と、各都道府県が行う学費助成制度に対する財政的支援を行うことが必要である。

3 幼稚園教員の人材確保支援

- 認定こども園や保育所の保育士等については、施設型給付費の中で毎年、処遇改善が図られている。一方で、私立幼稚園の教員については、平成29年度から国の補助制度が創設されたものの、通常の定期昇給分等を超えた部分に対する補助制度となっており、公費による支援に大きな差がある。
- また、「コロナ克服・新世代開拓のための経済対策」に基づき、令和4年2月から幼稚園教諭等の収入を引き上げるための措置が講じられることとなったが、認定こども園や保育所の保育士等に対する補助率は10/10であるのに対し、私学助成を受けている私立幼稚園の幼稚園教諭等に対する補助率は3/4となっており、学校法人の負担が大きいことから、均衡を図る必要がある。
- 幼児期は人格形成の基礎を培うものであり、幼児教育の質の向上を保証するには、私立幼稚園における人材確保が極めて重要である。そのためにも教員の処遇改善を確実に実施できるよう、制度の充実が必要である。

4 幼児教育・保育の無償化に係る制度の見直し

- 幼児教育の無償化の事務については、国の制度であるにもかかわらず、保護者への書類交付や、取りまとめた資料の市町村への提出など、私立幼稚園を経由する制度となっており、私立幼稚園にとっては新たな事務が発生していることから、必要な事務費などの財政的な支援が必要である。
- また、市町村ごとに様式や提出手続きが異なるため、複数の市町村から園児が通園している場合には、私立幼稚園の事務が煩雑化していることから、手続きの簡素化など制度の見直しを行う必要がある。

5 幼児教育・高等教育の無償化について

- 幼児教育・保育、高等教育の無償化については、国の制度であり、消費税率の引き上げによる財源を活用し実施することとされているので、県負担分についても国による確実な財源措置を求める。

V 誰もがその人らしく生きる・分かり合える社会の実現

1 共生社会の実現

(1) 多文化共生社会の実現

提案・要望先 法務省、文化庁、総務省

千葉県担当部局 総合企画部



【提案・要望事項名】 多文化共生社会の実現

【具体的な提案・要望内容】

- 1 医療や防災、住宅等の広範な分野において、地域の実情に応じて多文化共生施策を展開できるよう、国や自治体の役割を明確にした上で、十分な財政的支援を継続的に行うこと。
- 2 全ての外国人に日本語学習の機会を提供するための公的な仕組みの充実を図ること。また、地域日本語教育の推進に向けた財政措置を拡充すること。
- 3 公的機関の窓口等における外国人とのコミュニケーションを支援するため、現在、国において試行している通訳支援を拡充するなど、体制の一層の整備を図ること。
- 4 人道的な配慮により在留を認められた外国人が安心して生活できるよう、地方公共団体と情報を共有し、役割分担を明確にして支援を行うとともに、地方公共団体が実施する支援について、財政措置を講じること。

【直面している課題・背景】

- 本県在住の外国人は近年大きく増加し、外国人住民と地域との共生に当たって医療、防災、住宅、教育、労働等、様々な問題が生じており、多文化共生社会の実現が重要な課題となっている。
- 多文化共生施策については、国の「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」等で地方自治体の役割についても言及されているところであるが、増加する外国人に対し迅速かつ効果的に対応するためには、国と地方自治体の役割分担をより明確にさせた上で、地方自治体が担う多文化共生施策に対して十分な財政的支援を継続的に行う必要がある。

○ 令和2年6月、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」が閣議決定され、国や地方公共団体、事業主の責務については明確化されたが、日本語教育を推進するためには、国が外国人に生活者として最低限度保障すべき日本語教育の基準について定め、日本語教育の機会を提供する公的な仕組みを構築する必要がある。

○ また、地方公共団体が地域日本語教育の総合的な体制を整備し、指導人材の確保等具体的な施策を実施するため、交付税措置も追加するなど財政措置を拡充することが望ましい。

○ 地方公共団体において一元的相談窓口の設置や、多言語による情報提供は徐々に取組が進んでいるところである。外国人向け行政サービスの更なる向上のためには、現在、国において、地方公共団体の行政窓口向けに試行している電話通訳サービスを、警察署、消防署、教育機関等も含めて活用できるようにするなど、外国人とのコミュニケーションを支援する体制を一層整備することが必要である。

○ ウクライナからの避難民については、地方公共団体において避難民の入国、滞在に関する情報を入手するのが困難な状況にある。また、国の支援策の詳細や中長期的な方針が明らかになっていないことから、地方公共団体がそれぞれ手探りで対応している状況にある。

避難民が安心して生活を送るためには、支援に空白が生じないようにする必要があり、そのためには、国と地方公共団体が情報を共有するとともに、役割分担を明確にし、地方自治体が行う支援については十分な財政的措置が必要である。

V 誰もがその人らしく生きる・分かり合える社会の実現

1 共生社会の実現

(2) 障害者差別解消法の円滑な運用のための支援

提案・要望先 内閣府

千葉県担当部局 健康福祉部



【提案・要望事項名】 障害者差別解消法の円滑な運用のための支援【新規】

【具体的な提案・要望内容】

- 1 相談・紛争解決業務に必要となる「不当な差別的取扱い」、「合理的配慮」についての具体的な判断基準や対応方法を示すこと。また、国として率先して法の普及・啓発を行うこと。
- 2 地方公共団体において相談・紛争解決の体制整備や普及・啓発活動の実施、障害者差別解消支援地域協議会の設置・運営等を確実に行うことができるよう、必要な財源を確保すること。

【直面している課題・背景】

- 地方公共団体は、障害者差別解消法に基づき、相談・紛争解決の体制整備や普及・啓発活動等、障害を理由とした差別解消のための取組を進めていく必要がある。
- 令和3年度の法改正に伴い、新たに民間事業者による合理的配慮の提供が義務化されたが、現在、法第8条に定める不当な差別的取扱いに該当する行為や、合理的配慮及び過重な負担の具体的内容が十分明らかにされていないため、国においてこれらの内容を明らかにし、改正法の内容を周知していくことが求められる。
- また、法改正により、人材の育成・確保に関する地方公共団体の責務が明確化され、相談・紛争解決の体制整備の拡充が求められることから、地方公共団体の負担が増大することが見込まれ、そのための財源確保を求めるものである。

Ⅵ 独自の自然を生かした魅力ある千葉の創造

1 環境の保全と豊かな自然の活用

(1) 脱炭素社会の実現に向けた取組の推進

提案・要望先 環境省、経済産業省、内閣官房

千葉県担当部局 環境生活部、商工労働部



【提案・要望事項名】 脱炭素社会の実現に向けた取組の推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 地球温暖化対策推進法や地球温暖化対策計画等が見直され、脱炭素社会の実現に向けた地方公共団体の役割が増している中、地方公共団体の取組が円滑に進むよう、以下の支援を講ずること。
 - (1) 地域脱炭素ロードマップに掲げる各種重点対策をはじめとして、地方公共団体が脱炭素社会の実現に向けた主体的な取組を推進できるよう、包括的かつ安定的な地方財源を確保すること。また、現在、国において議論されている炭素税を導入する場合には、産業への影響に配慮して、経済界の声をよく聴きながら制度設計を行うとともに、税収入の一定割合を地方に移譲する仕組みを構築すること。
 - (2) 脱炭素社会の実現には脱炭素先行地域だけではなく、あらゆる市町村の取組が重要であることから、市町村による地方公共団体実行計画の策定等や、同計画に基づく取組が円滑に進むよう支援を拡充すること。
- 2 脱炭素社会の実現に向けては、利用時に二酸化炭素を排出しない水素や、再生可能エネルギーの更なる普及・拡大を図る必要があることから、引き続き、研究開発の推進、規制緩和、設備投資への支援など、必要な措置を講ずること。

【直面している課題・背景】

1 地方公共団体の取組への支援

(1) 地方における脱炭素社会実現のための財源措置

- 令和3年6月に国・地方脱炭素実現会議が取りまとめた「地域脱炭素ロードマップ」において、地方公共団体における取組目標も含めた、地域脱炭素の行程や具体策が示されたところであり、これらの目標を実現するため、地方における取組をより一層推進していく必要がある。
- 地域で脱炭素社会の実現に取り組むためには、国による地方公共団体や事業者等を支援する個々の事業のみならず、地方公共団体による主体的な取組や事業者等への支援を進めるための財源が必要である。現在審議中の地球温暖化対策推進法の改正案において、脱炭素化に取り組む自治体への

財政面での支援が新たに規定されたため、今後、地方に包括的かつ安定的な財源を配分する制度を創設されたい。

- 国では、市場メカニズムを用いる経済的手法について、産業の競争力強化やイノベーション、投資促進につながるよう、躊躇なく取り組むとし、炭素税について、成長戦略の趣旨に則った制度を設計できるか、専門的・技術的な議論が進められている。
- 仮に炭素税を導入する場合には、経済界が国際競争力への影響を懸念していることを十分配慮することや、国・地方の役割分担を踏まえ、地方での取組に係る財源が配分される必要がある。

(2) 地方公共団体実行計画の策定・改定や計画等に基づく取組への支援

- 地球温暖化対策推進法においては、市町村における地方公共団体実行計画区域施策編（以下「区域施策編」という。）の策定は、指定都市、中核市及び施行時特例市以外は努力義務とされている。
- 一方、経済産業省所管の「再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会」において、2025年度までに市区町村のうち60%（約1,000自治体）が区域施策編を策定するよう、国が後押ししながら取り組むとしているが、本県においては約28%（15自治体）にとどまっている。（令和3年10月1日現在）
- 国では、意欲のある地方公共団体への財政支援として、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」が設けられたが、脱炭素先行地域に選定された地域などに交付対象が限定されている。
- 実行計画等の策定の促進や同計画等に基づく取組の推進に当たっては、地方公共団体における更なる対応力の強化が必要であり、地方公共団体の計画策定や人材育成などを支援する「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業」の実施期間の延長や補助対象の拡充等が必要である。

2 水素や再生可能エネルギーの普及・拡大

- 国においては、「エネルギー基本計画」や「グリーン成長戦略」、「水素基本戦略」等により、水素や再生可能エネルギーの活用を推進している。
- 本県では、平成28年9月に、県内の企業や市町村などから構成される「千葉県水素エネルギー関連産業振興プラットフォーム」を設置し、水素の利活用の拡大に向けて協議・検討を行っている。
- 水素は様々な場面での活用が期待されるが、利用拡大に当たっては、コスト低減、技術開発、規制緩和等の課題等があり十分には普及していない。特に、技術開発や設備投資には多額の費用が必要となることから、「グリーンイノベーション基金」の増額など、国として更なる支援策を講じることが期待される。
- また、太陽光をはじめとする再生可能エネルギーは、近年導入が拡大しているものの、設備の発電効率や設置スペースの確保の他、コスト面等の課題等があり、更なる導入拡大には、技術革新やコスト削減を促進する必要がある。

VI 独自の自然を生かした魅力ある千葉の創造

1 環境の保全と豊かな自然の活用

(2) 再生可能エネルギーの適切な導入等に向けた制度設計と運用

提案・要望先 経済産業省、環境省

千葉県担当部局 環境生活部、商工労働部、農林水産部



【提案・要望事項名】

再生可能エネルギーの適切な導入等に向けた制度設計と運用

【具体的な提案・要望内容】

- 1 脱炭素社会の実現に向けて、引き続き、再生可能エネルギーの最大限の導入促進を図りつつ、国民や企業の負担の軽減に努めること。
- 2 洋上風力発電の導入には地域との共存共栄が重要なため、今後実施される公募において、地域の意向を踏まえた漁業協調策や地域振興策に取り組む事業者が選定されるよう、事業計画の評価基準の見直しを検討すること。
また、選定事業者が、提案した事業計画を着実に履行するよう、国において、管理・監督すること。
- 3 太陽光発電施設については、地域とのトラブルを生じている例が散見されることから、FIT法を所管する国が責任をもって、事業計画策定ガイドラインや技術基準に基づき、事業者を指導すること。
また、地域に配慮し責任ある長期安定的な事業運営を確保するため、住民説明会の開催等、地域住民との適切な関係構築のための手続きについて、法律等による義務付けを検討すること。
- 4 設備の更新や事業の終了により不要となった太陽光パネルについて、リユース、リサイクル及び適正な処分のために必要な技術の確立や社会的システムの構築を行うこと。
- 5 再エネ特措法により、太陽光発電設備の廃棄等費用に関する積立制度を設けているが、積立完了前の大規模な災害時などに廃棄費用を補填する保険や第三者への損害賠償責任保険などへの加入を義務化すること。
また、事業者から提供された保険の加入状況など必要な情報については地元自治体に提供すること。
- 6 固定価格買取制度の対象外の再生可能エネルギー設備に係る情報についても、国が把握し、地方公共団体に提供すること。

【直面している課題・背景】

1 過度な国民負担の抑制

- 脱炭素社会への歩みが加速する中、エネルギーの分散確保や環境負荷の低減等の観点から、再生可能エネルギーの導入拡大が求められている。
- 一方、固定価格買取（F I T）制度創設以来、主に事業用太陽光発電への参入が急速に拡大した結果、買取費用を維持するための国民負担の増大が大きな課題となっている。
- こうした状況を踏まえ、国では、入札対象の一層の拡大やF I T価格の更なる引き下げ、市場統合を進めていくためのF I P制度の導入のほか、未稼働案件に係る認定失効制度の創設など様々な制度改正を行っている。
- 制度を着実に運用し、国民負担の抑制に努めていく必要がある。

2 洋上風力発電の導入に係る地域の意向の反映

- 昨年 12 月、銚子市沖を含む 3 海域での事業者選定の結果が公表され、価格点の比重が選定にあたってのポイントになったと話題になっている。
- 国では、評価基準の見直しを検討しているが、地域との共生に関する評価項目については見直しの対象となっていない。
- 洋上風力発電の導入には地域との共存共栄が重要であるため、今後、実施される公募において、地域の意向を踏まえた漁業協調策や地域振興策に取り組む事業者が選定されるよう、地域との共生に関する評価項目の配点比率を引き上げるなど、評価基準の見直しを検討していく必要がある。
- また、事業者選定後においては、選定事業者が提案した計画の内容について、地域と連携しながら着実に取り組むよう、国においては、協議会を通じて、管理・監督していく必要がある。

3 事業適正化に向けた規制、指導

- 事業用太陽光発電の導入が進む中で、防災上・環境上の懸念をめぐり地域住民との関係が悪化するなどのトラブルが全国各地で生じている。F I T法を所管する国が、事業者を直接指導することにより、法やガイドラインに基づいた適切な事業実施についての実効性を確保していくことが必要である。
- 斜面設置の際の安定性の確保等のため土砂流出防止措置を求めるなど、発電用太陽電池設備に関する技術基準の見直しが行われたところだが、実効性のある措置が行われているか国が責任をもって確認を行う必要がある。
- また、隣接地に突如として計画されるなど、地域への説明不足によりトラブルを生じる例が多いことから、地域に配慮し責任ある長期安定的な事業運営に向け、住民説明会の開催等、住民との適切な関係構築に向けた手続きが必要であるが、ガイドラインにおいては努力規定であるため、法律等による義務付けについても検討する必要がある。

4 太陽光パネルのリサイクル等のために必要な技術及び社会的システム

- 太陽光発電パネルの寿命は 25～30 年程度とも言われ、将来、全国的に使用済みパネルの大量排出が想定されており、再生可能エネルギーの大量

導入を支える処理の体制構築が必要である。

- 国においては、「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」を定めているが、使用済み太陽光パネルのリサイクルには、①ガラスとバックシートを簡単に分別、②ガラスへの不純物の混合防止、③有害物質の有無の測定など技術的課題があると言われている。
- 今後の太陽光パネルの大量排出に向け、家電、自動車等と同様なリサイクル法の制定など、排出から処分まで適正に実施させる、社会システムの構築が必要である。

5 太陽光発電設備の廃棄に関する保険制度の義務化

- F I T法の改正により、令和3年9月には、積立てに関する業務を実施するに当たり、遵守が求められる事項についての考え方を示した「廃棄等費用積立ガイドライン」が策定され、令和4年7月から廃棄等にかかる費用の外部積立てを義務づける制度の運用が開始される。
- また、「事業計画策定ガイドライン」では、出力10kW以上の太陽光発電設備の場合、災害等による発電事業途中での修繕や撤去及び処分に備え、火災保険や地震保険等に参加するように努めることとするとともに、今後、国は保険料の水準を含めた努力義務化の影響を見極めながら、遵守義務化の検討を進めることとしている。
- これから運用が開始される廃棄費用の積立制度では、運用開始11年目から20年目までに積立を実施することとされており、積立前や積立途中で被災した場合等には、十分な積立がなされておらず廃棄費用が不足する懸念がある。そのため、廃棄費用を補填する保険の加入を義務化するとともに、事業者から提供された保険の加入状況など必要な情報について地元自治体と共有することが必要である。

6 自家消費等の再生可能エネルギー発電設備の把握及び情報提供

- F I T制度により認可されている太陽光発電設備は、令和3年6月末時点で、全国では約247万9千件、千葉県では11万8千件である。
- はじめから自家消費を前提に、F I T制度の対象となっていない設備も存在するほか、F I T制度の前身の余剰電力買取制度における買取期間が終了する太陽光発電設備も存在している。今後、再生可能エネルギーの導入実績を正確に把握するため、国に情報提供を求めるものである。

VI 独自の自然を生かした魅力ある千葉の創造

1 環境の保全と豊かな自然の活用

(3) PCB廃棄物の適正処理の推進

提案・要望先 環境省、経済産業省

千葉県担当部局 環境生活部



【提案・要望事項名】 PCB廃棄物の適正処理の推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 PCB廃棄物の期限内処分を確実なものにするよう、高濃度PCB廃棄物処理施設の能力向上を図るとともに、無害化処理認定制度を活用した低濃度PCB廃棄物処理施設の更なる増加を促進するための支援策等を講じること。
- 2 処分期間内の処分が完了しなかった場合に実施される代執行について、都道府県市の財政負担が生じないように、より一層の財政措置を講じること。
- 3 低濃度PCB使用製品及び廃棄物について、期限内処分の実現のため、以下の措置を講じること。
 - ① 低濃度PCB使用製品について、関係省庁連携の上、事業者に対し早期の使用廃止を促すこと。特に、電気事業法の規制対象となっている自家用電気工作物については、同法に基づく使用廃止の措置を講じるとともに、電気主任技術者の職務として、低濃度PCB含有自家用電気工作物の使用等の有無の確認を義務付けること。
 - ② PCB濃度分析、収集運搬及び処分に係る費用等について、新たに財政的な支援の仕組みを構築するとともに、処分責任を有する者が存在しない廃棄物を土地所有者等が処分する場合に、より高いインセンティブを付与するような制度設計を行うこと。
 - ③ 低濃度PCB廃棄物を適正に保管し期限内処分する必要があることをより効果的に広報すること。

【直面している課題・背景】

1 PCB廃棄物の処理体制の強化

- PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物については、保管中の漏えいリスク等があることから、可能な限り早期に処分を完了する必要がある。
- また、JESCO北九州事業エリアにおいて、計画的処理完了期限までに処分されなかった高濃度PCB廃棄物が確認されていることや、各都道府

県・政令指定都市及び中核市（以下「都道府県市」という。）が実施している掘り起こし調査及びPCB含有塗膜の有無調査により、高濃度PCB廃棄物、低濃度PCB廃棄物ともに処分量が増大するおそれがあることから、処理体制の強化が必要である。

- 特に、令和元年12月の法令等の改正により、PCB濃度が5,000mg/kgを超え100,000mg/kg以下の可燃性の汚染物等は低濃度PCB廃棄物とされ、無害化処理認定施設の処理対象とされたが、当該汚染物等の処理に係る認定施設が非常に少なく、今後、適正処理に支障が生じるおそれがあるため、認定施設の増加が必要である。
- 認定施設の増加を促進するためには、認定施設の設置・改造、維持管理に要する費用に対する助成や、手続きの簡素化等を行う必要がある。

2 PCB廃棄物の期限内処分に向けた都道府県市の財政負担軽減のための財政措置

- 平成28年5月の法改正により、都道府県市が事業者に対して行う代執行等に関する権限が強化された。そのため、PCB廃棄物の処分期間後には、代執行による新たな財政負担が生じる。
- 代執行に対する国の財政的支援策により、処理費用等の代執行費用のうち、75%はポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金から措置され、残り25%のうち、一部（現在のところ処理費用の20%分の予定）については、総務省によって特別交付税措置がなされる予定である。この措置により、都道府県市の費用負担は実質、処理費用の5%となるが、高濃度PCB廃棄物の代執行費用は高額となることから、都道府県市の財政負担は大きく、更なる措置が必要である。
- なお、国のPCB廃棄物処理基本計画において都道府県市が行うこととされている掘り起こし調査について、本県では、令和4年度までの所要額の累計は275,425千円となっているが、地方交付税交付金により措置される合計額はおよそ234,000千円であり、県の持ち出しが生じている状況である。そのため、代執行費用については、このようなことがないように国が全額措置すべきものである。

3 低濃度PCB廃棄物の期限内処分に向けた取組

① 低濃度PCB使用製品の使用廃止のための取組

- 低濃度PCB廃棄物は、PCB特別措置法により令和9年3月末までの処分が義務付けられているが、使用中の低濃度PCB含有機器等の使用廃止の期限は定められていない。
- このため、自家用電気工作物のほか、レントゲンなど内部にコンデンサーを内蔵する非自家用電気工作物を含めた使用中の低濃度PCB含有機器等の期限内の処分を確実なものとするためには、関係省庁が連携し、機器の更新や処理委託手続期間等も考慮し、期限に余裕を持って、事業者に対し、早期の使用廃止を促していくことが必要である。
- 特に、電気事業法において、高濃度PCB含有自家用電気工作物の使用

廃止の期限が定められている一方、使用製品の大半を占める低濃度PCB含有自家用電気工作物は使用廃止の期限が定められていないことから、期限内の処分を確実に進めるためには、同法において、使用廃止期限を明示するといった規制の強化が必要である。

- また、低濃度PCB含有自家用電気工作物の有無の確認は「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」に基づく電気主任技術者の職務に含まれていない。一方で、国の「PCB廃棄物処理基本計画」においても、電気事業法の枠組みを活用して低濃度PCB含有自家用電気工作物の使用実態の把握を進めることとされており、同法に基づく電気主任技術者が低濃度PCB含有自家用電気工作物の使用等の有無の確認を行う仕組みの構築が必要である。

② 低濃度PCB廃棄物の処理等に係る費用の負担軽減措置

- 低濃度PCB廃棄物の処理費用については、中小企業者等への支援の仕組みがないことから、分析費用や収集運搬費用、処分費用に対して助成を行うなど、適正処理に向けた財政的な支援の仕組みの構築が必要である。
- 特にPCB濃度が5,000mg/kgを超え100,000mg/kg以下の可燃性の汚染物等については、国の制度変更で新たに低濃度PCB廃棄物とされたことで助成の対象とならず、処分に係る事業者の費用負担が増加する可能性があることから、助成を受けた場合の高濃度PCB廃棄物の費用負担と同等以下となるような支援が必要である。
- さらに、使用中の機器が低濃度PCB含有機器か否かを確認するためのPCB濃度分析や低濃度PCB含有機器に該当した場合の使用廃止を早期に促進するため、分析により使用不可能となる場合や処分する場合に伴う機器更新の費用について、事業者の負担軽減措置を講じる必要がある。
- また、低濃度PCB廃棄物は、高濃度PCB廃棄物と異なり、都道府県市等による代執行の対象となっていないため、処分責任を有する者が存在しない場合、当該低濃度PCB廃棄物が所在する土地所有者等の関係者が任意の処分に応じなければ、事実上処分をすることができない。
- これにより、保管が長期化すると、経年劣化によるPCBの漏えい等の生活環境保全上の支障が生じることが懸念されることから、土地所有者等の関係者による処分を促進するための助成制度の創設等が必要である。

③ 低濃度PCB廃棄物の期限内処分の周知

- これまで、PCB廃棄物の期限内処分について、平成30年度以降毎年度、テレビCM等による広報活動が実施されたが、いまだ把握していない事業者が多くいることから、引き続き広報活動を行う必要がある。
- また、広報を行うにあたっては、長期間かつ複数の広報媒体を用いることや、テレビCMについては複数の放送局を用いるなど、より多くの国民に周知できるような広報活動が必要である。

【参考：表 P C B 廃棄物及び高濃度 P C B 使用製品の処理期限】

分類	処理施設	処分期間	計画的処理完了期限
高濃度 PCB 廃棄物 （使用製品）のうち 廃 PCB 等及び廃変圧器等	JESCO 東京 PCB 処理事業 所	令和 4 年 3 月 3 1 日 まで	令和 5 年 3 月 3 1 日
高濃度 PCB 廃棄物 （使用製品）のうち 安定器及び汚染物等	JESCO 北海道 PCB 処理事 業所	令和 5 年 3 月 3 1 日 まで	令和 6 年 3 月 3 1 日
低濃度 PCB 廃棄物	無害化処理認定施設等	令和 9 年 3 月 3 1 日 まで	—

Ⅵ 独自の自然を生かした魅力ある千葉の創造

1 環境の保全と豊かな自然の活用

(4) 印旛沼・手賀沼流域の水環境保全対策の推進

提案・要望先 国土交通省、環境省

千葉県担当部局 環境生活部、県土整備部



【提案・要望事項名】 印旛沼・手賀沼流域の水環境保全対策の推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 印旛沼及び手賀沼の水質保全を図るため、印旛沼及び手賀沼流域下水道事業に関連する公共下水道事業の促進に必要な財政支援を講じること。
- 2 印旛沼流域及び手賀沼流域に係る河川環境整備事業を促進するために引き続き支援すること。
- 3 面源系からの発生源別負荷対策及び水質汚濁メカニズムの解明に関する調査研究の推進及び効果的な対策のための支援を行うこと。
- 4 印旛沼流域及び手賀沼流域において大量繁茂する水生植物（侵略的な外来植物を含む。）への対策について、財政支援制度を拡充すること。
- 5 北千葉導水事業により手賀沼に注入される浄化用水に侵略的な外来植物が混入しないよう早急に対策を講じること。

【直面している課題・背景】

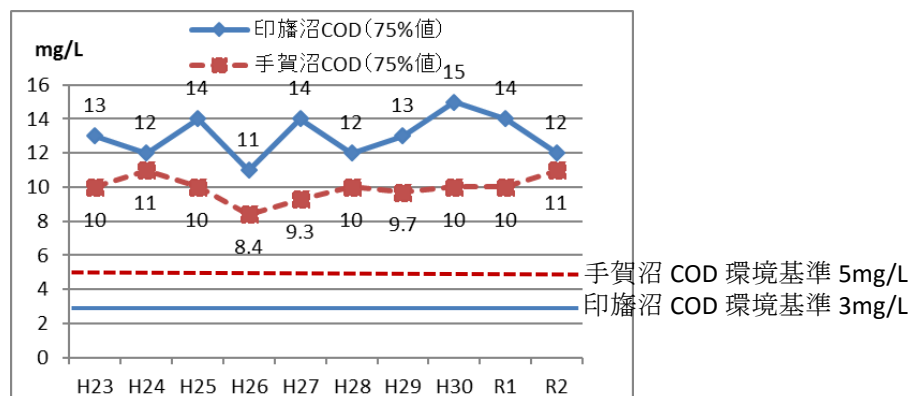
1 水質改善に関する事項

- 印旛沼・手賀沼の水質は、「湖沼水質保全特別措置法」に基づく湖沼水質保全計画を8期にわたり策定し、これまで各種対策を推進してきたにもかかわらず、いまだ環境基準値を大幅に上回っている状況である。
- 印旛沼・手賀沼の水質汚濁は、生活系排水の流入のほか、市街地・農地等、面源系からの窒素・リンの流入による富栄養化が大きな原因となっている。
- 湖沼水質保全計画においては、下水道の整備及び高度処理型合併処理浄化槽の設置促進等の生活排水対策のほか、植生帯の整備等による水質浄化対策、雨水浸透施設の設置や、環境にやさしい農業の推進などによる面源系負荷対策を推進しているが、今後もこれらの対策を継続の上、更なる取組の推進が必要である。
- 下水道の整備状況については、湖沼水質保全計画（第7期）の最終年度である令和2年度において、下水道普及率の目標値に達していない市町村もあることから、整備を促進するにあたり財政支援が必要である。
- これまでの対策により、沼に流入する汚濁負荷量は着実に削減されている

ものの、水質は横ばいの傾向が続いており、その水質汚濁メカニズムの解明に向けた調査研究も推進する必要がある。

- なお、印旛沼については、湖沼水質保全計画に加えて、印旛沼及び流域の水循環に関する「印旛沼流域水循環健全化計画」を平成22年1月に策定し、平成28年度には「第2期行動計画」を策定するなど、印旛沼の水質改善、自然環境の保全・再生及び地域の活性化の取組を推進している。
- 印旛沼流域及び手賀沼流域では河川環境整備事業を進めているが、植生帯の維持管理や効率的な浚渫手法に係る新技術の活用など技術的支援が引き続き必要である。

【印旛沼・手賀沼の水質の状況】



2 水生植物対策に関する事項

- 印旛沼・手賀沼とその流域河川において、オニビシのほか、特定外来生物に指定されているナガエツルノゲイトウなどの水生植物が大量に繁茂し、水質や生態系への影響のほか、農業被害や治水上の問題などが懸念されている。

県では、ナガエツルノゲイトウなどの外来水生植物の駆除を手賀沼流域では令和2年度から、印旛沼流域では令和4年度から開始しているが、繁茂規模が大きく、駆除の長期化が避けられない。駆除後の再繁茂を防止するためにも、できる限り早期の駆除が効果的であることから、国による支援が必要である。

- 県による駆除事業の実施に当たっては、令和3年度から環境省の「生物多様性保全推進支援事業」を活用しているが、長期にわたる大規模な駆除事業に対する支援としては以下の点で不十分であり、制度の拡充等が必要である。
 - ・ 例年6月ごろに採択事業が内示されるが、内示前の着手は支援対象とならないため、年度当初から着手する必要のある事業には活用できないことに加え、支援対象の事業期間が原則2年間と短く、長期にわたる事業に対する支援としては十分でない。
 - ・ 当該支援事業は地域における生物多様性の保全再生に資する活動など、小規模な事業の支援を目的としたものであり、事業全体の予算規模が小さく（令和3年度当初予算：173百万円 採択事業数：75事業）、県が印旛沼や手賀沼で実施している大規模な駆除事業に活用するための制度としては十分でない。
 - ・ 特定外来生物に該当しない植物（オニビシなど）の駆除事業は対象となっていない。

- 手賀沼では、利根川の水を浄化用水として注水する北千葉導水事業を国が実施しているが、この浄化用水を経由したこれらの植物の侵入が確認されていることから、国に対策を求める必要がある。

【印旛沼・手賀沼の駆除状況】

	印旛沼と主な流域河川	手賀沼と主な流域河川
繁茂面積 (調査年度)	約 7.8 万㎡ (令和 2 年度)	約 10 万㎡ (令和元年度)
駆除実績	令和 4 年度から開始	26,863 ㎡ (令和 2 ～ 3 年度)
令和 4 年度当初予算 駆除面積	111,930 千円 15,000 ㎡	127,744 千円 18,000 ㎡
駆除計画期間	5 年程度	10 年程度

◎ 施策横断的な取組

1 デジタル社会の推進

(1) 自治体DXの推進

提案・要望先 デジタル庁、総務省

千葉県担当部局 総務部



【提案・要望事項名】 自治体DXの推進【新規】

【具体的な提案・要望内容】

1 自治体の情報システムの標準化・共通化について、各自治体が円滑に移行できるよう、影響を受ける全てのシステムの改修を補助対象とするとともに、補助上限額を撤廃するなど財政的支援を確実に行うこと。

2 デジタル化に対応できる職員の育成に向けて、職員の意識改革やデジタルの知識・技能など幅広く研修を行う必要があることから、多くの職員が受講できるよう、オンラインコンテンツを整備するなど職員研修の支援を行うこと。

なお、外部のデジタル人材の確保が困難な現状を踏まえ、デジタル人材の確保に係る各種支援策の拡充を行うこと。

【直面している課題・背景】

○ 自治体の情報システムについて、原則令和7年度（2025年）までに、全ての自治体において標準化を実現するとされている。

上記に対する財政的支援として、デジタル基盤改革支援補助金があるが、対象システム以外の関連システムとの連携に関する経費や通信ネットワークに関する経費等について、補助対象となる範囲や考え方が定まっていない。また、人口規模による上限額が設定されており、その額では移行経費が不足することが懸念されている。

今後、対象となる情報システムの変更により影響を受ける全てのシステム改修等の対応も含めて円滑な移行を行うためには、国において、必要な経費を補助対象に含めるとともに、補助上限額を撤廃するなど十分な予算を確保することが不可欠である。

○ 今後、自治体におけるデジタル化の取組を底上げし、高度化を進めるためには、業務変革に関する意識の醸成やデジタルの知識・技能の習得を図っていく必要がある。

しかし、多くの自治体では情報化担当職員の育成が課題となっており、特に、小規模な自治体では、予算不足などを理由に研修を実施していない例もある。

そこで、J-LIS 等が実施する研修を拡充するとともに、より多くの職員が受講できるオンラインコンテンツを整備するなど研修内容の充実を図り、自治体におけるデジタル人材の育成を支援することが必要である。

- 外部のデジタル人材の活用が期待されているが、市町村においては、自治体現場の実務に即して技術の導入の判断や助言を行うことのできるデジタル人材の適任者が見つけられないなど、人材確保が課題となっている。

現在、外部からデジタル人材を任用している市町村はほとんどないことから、外部のデジタル人材の確保に向けた支援策の拡充が必要である。

【参考】

1 デジタル基盤改革支援補助金

各地方自治体が、以下のデジタル基盤改革を計画的に取り組むことができるよう、地方公共団体情報システム機構に基金を設け、地方公共団体の取組を支援する。

- ① 自治体情報システムの標準化・共通化 国費 10/10
- ② オンライン手続の推進（マイナポータル） 国費 1/ 2
- ③ 次期自治体情報セキュリティクラウドへの移行 国費 1/ 2

※人口規模による上限額が設定されている。

2 デジタル人材育成支援に係る支援（職員向け研修）

- ・ I C T 育成特別研修 対象者：30名程度（総務省自治大学校）
- ・ I C T による情報政策 対象者：50名（市町村職員中央研修所）
- ・ 地方行政のデジタル化 対象者：30名（全国地域情報化推進協会（APPLIC））

3 外部デジタル人材の確保に対する支援

- ・ 市区町村の外部デジタル人材の募集状況を周知（総務省）
- ・ 地域情報化アドバイザー制度（総務省）※派遣は3日間（又は10時間）まで。
- ・ 地方創生人材支援制度（内閣官房）※デジタル専門人材：半年～2年
- ・ 外部人材の確保に係る財政措置 C I O 補佐官等の募集、任用等の経費
（特別交付税措置） 都道府県過疎地域等政策支援員
地域活性化起業人

◎ 施策横断的な取組

1 デジタル社会の推進

(2) 旅券オンライン申請導入に向けた支援

提案・要望先 外務省、デジタル庁

千葉県担当部局 総合企画部



【提案・要望事項名】

旅券オンライン申請導入に向けた支援【新規】

【具体的な提案・要望内容】

- 1 国の計画に基づき進めている、旅券オンライン申請導入に係る情報通信基盤や機器の整備については、都道府県だけでなく、都道府県から旅券事務の権限を移譲された市町村においても、財政負担が生じないよう、国において財政措置すること。
- 2 さらに、手数料のクレジットカード払いの導入にあたっては、都道府県の会計関連システムの改修や運用に多額の費用が生じることが見込まれるため、国において財政措置すること。

【直面している課題・背景】

- 令和3年12月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づき、旅券オンライン申請については令和4年度第4四半期から、クレジットカードによる旅券手数料の納付については令和5年度から順次開始予定と外務省から示されている。
- 国は都道府県分のオンライン申請導入費用（クレジットを除く）を一定程度措置しているが、権限を移譲されている市町村分の費用は措置していないことから、権限委譲した市町村分は都道府県の負担により導入費用を財政措置している。
このため、地方分権推進の一環で、住民サービスの向上のために市町村への権限移譲に取り組んだ都道府県ほど大きな負担が生じることとなる。
- また、手数料のクレジットカード払いの導入について、決済手数料のほか、状況によりシステム利用料及び処理手数料、県の会計関連システムの改修などの導入費用については、国による財政措置が予定されていない。

(参考) 電子申請、手数料クレジット納付導入に係る費用

項目	必要となる経費	都道府県分	市町村分
電子申請	申請処理端末費用 通信環境整備費用	国が負担	<u>国による措置が予定 されていない</u>
手数料クレジット納付 (※1)	カード決済手数料 システム改修費(※2) システム利用料(※2) システム処理手数料 (※2)	<u>国による措置が予 定されていない</u>	—

(※1)手数料クレジット納付はオンラインのみであり、窓口に機器を設置する必要はない。

(※2)旅券手数料がインターネットを利用して毎日入金される方法 (MPN:マルチペイメントネットワーク)

とする場合に発生。手数料が一定期間分まとめて県の口座に振込まれる方法の場合は、発生しない。

どちらの方法を採るかは都道府県の判断となり、千葉県では今のところ後者を採る予定。

令和５年度 国の施策に対する重点提案・要望

◎ 施策横断的な取組

１ デジタル社会の推進

デジタル社会の推進に当たっては、施策横断的な視点から各分野において、以下の事項を要望している。

（３）治安基盤の強化

- １ サイバー犯罪等に迅速かつ的確に対応するため、データＳＩＭ事業者による契約時の本人確認を義務付けるための制度や通信履歴の保存義務化などの法整備を推進するとともに、サイバー空間の脅威に対する対処能力の向上を図るため、人的・物的基盤の強化を図ること。

[Ⅰ-3-(1) 参照]

（４）京葉臨海コンビナートの国際競争力・防災力等の強化に関する支援等の拡充

- ３ コンビナートの保安・防災対策には、高度な知識や技術が要求されることから、保安を担う人材を事業者が育成・確保できるよう必要な支援を行うとともに、プラントの保安の高度化に向け、ドローン等を活用した更なるＩｏＴ化の推進に努めること。

[Ⅱ-1-(1) 参照]

（５）地域経済を支える中小企業・小規模事業者支援策の充実

- ３ 事業の再構築や、デジタル技術の導入、革新的サービス開発等に向けた設備投資など生産性向上のための支援策を継続するとともに、より多くの中小企業等が利用できる仕組みとすること。

また、デジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）の推進に向けて、多岐に渡る課題の解決ができる高度なＩＴ専門家を、国において育成すること。

[Ⅱ-1-(2) 参照]

（６）スマート農林水産業の普及促進に向けた支援

ロボット、ＡＩ、ＩＣＴ等の先端技術を活用したスマート農林水産業の早期普及を図るため、水産分野での実証事業を創設するとともに、農業分野では引き続き国庫補助事業の十分な予算の確保をすること。

[Ⅱ-2-(1)-⑤ 参照]

（７）有害鳥獣等の対策強化

- ３ 有害鳥獣の個体数の適切な管理等に資するため、様々な条件下で使用可能なドローンなど、ＩＣＴを活用したより効果的な監視・捕獲機材や化学的防除技術、繁殖抑制技術などを開発すること。

[Ⅱ-2-(1)-⑦ 参照]

(8) 「G I G Aスクール構想」実現に向けた取組への支援

- 1 急激に進む教育のＩＣＴ化を支えるため、運営支援センターの継続及び学校のＩＣＴ環境に係る地方財政措置によるＩＣＴ支援員の増置やＩＣＴ活用教育アドバイザーの配置に対する予算措置の拡充を図ること。
- 2 ネットワーク通信環境整備や保守管理、大型提示装置等の周辺機器整備、ソフトウェア整備、耐用年数が経過した端末の処分に要する費用を含めた更新等の費用、家庭における通信費の負担軽減についても、必要な財政措置を講じること。
- 3 デジタル教科書を無償とするとともに効果的な活用事例を全国に共有できる仕組みづくりを進めること。

[IV-2-(2) 参照]

◎ 施策横断的な取組

２ カーボンニュートラルに向けた取組の推進

カーボンニュートラルに向けた取組の推進に当たっては、横断的な視点として位置付け、各分野において以下の事項を要望している。

（１）脱炭素社会の実現に向けた取組の推進

- １ 地球温暖化対策推進法や地球温暖化対策計画等が見直され、脱炭素社会の実現に向けた地方公共団体の役割が増している中、地方公共団体の取組が円滑に進むよう、以下の支援を講ずること。

ア 地域脱炭素ロードマップに掲げる各種重点対策をはじめとして、地方公共団体が脱炭素社会の実現に向けた主体的な取組を推進できるよう、包括的かつ安定的な地方財源を確保すること。また、現在、国において議論されている炭素税を導入する場合には、産業への影響に配慮して、経済界の声をよく聴きながら制度設計を行うとともに、税収入の一定割合を地方に移譲する仕組みを構築すること。

イ 脱炭素社会の実現には脱炭素先行地域だけではなく、あらゆる市町村の取組が重要であることから、市町村による地方公共団体実行計画の策定等や、同計画に基づく取組が円滑に進むよう支援を拡充すること。

- ２ 脱炭素社会の実現に向けては、利用時に二酸化炭素を排出しない水素や、再生可能エネルギーの更なる普及・拡大を図る必要があることから、引き続き、研究開発の推進、規制緩和、設備投資への支援など、必要な措置を講ずること。

[VI-1-(1) 参照]

（２）再生可能エネルギーの適切な導入等に向けた制度設計と運用

- １ 脱炭素社会の実現に向けて、引き続き、再生可能エネルギーの最大限の導入促進を図りつつ、国民や企業の負担の軽減に努めること。

- ２ 洋上風力発電の導入には地域との共存共栄が重要なため、今後実施される公募において、地域の意向を踏まえた漁業協調策や地域振興策に取り組む事業者が選定されるよう、事業計画の評価基準の見直しを検討すること。

また、選定事業者が、提案した事業計画を着実に履行するよう、国において、管理・監督すること。

- ３ 太陽光発電施設については、地域とのトラブルを生じている例が散見されることから、FIT 法を所管する国が責任をもって、事業計画策定ガイドラインや技術基準に基づき、事業者を指導すること。

また、地域に配慮し責任ある長期安定的な事業運営を確保するため、住民説明会の開催等、地域住民との適切な関係構築のための手続きについて、法律等による義務付けを検討すること。

4 設備の更新や事業の終了により不要となった太陽光パネルについて、リユース、リサイクル及び適正な処分のために必要な技術の確立や社会的システムの構築を行うこと。

5 再エネ特措法により、太陽光発電設備の廃棄等費用に関する積立制度を設けているが、積立完了前の大規模な災害時などに廃棄費用を補填する保険や第三者への損害賠償責任保険などへの加入を義務化すること。

また、事業者から提供された保険の加入状況など必要な情報については地元自治体に提供すること。

6 固定価格買取制度の対象外の再生可能エネルギー設備に係る情報についても、国が把握し、地方公共団体に提供すること。

[VI-1-(2) 参照]

(3) 京葉臨海コンビナートの国際競争力・防災力等の強化に関する支援等の拡充

1 素材・エネルギー産業の集積地である京葉臨海コンビナートの立地企業が、国際競争力の強化とカーボンニュートラルの両立を図るために取り組む研究開発や設備投資などに対し、必要な支援を講じること。

[II-1-(1) 参照]

(4) 地球温暖化に起因する「磯焼け」対策の充実

1 地球温暖化に伴い、全国各地で深刻な漁業被害を生じさせている「磯焼け」対策として、実効性のある食害防除手法と藻類の増殖手法を開発すること。

2 藻場の再生や食害生物の駆除など、漁業者や地域の活動グループ、地元自治体等が取り組む藻場の保全活動を推進するため、必要な予算を確保すること。

[II-2-(2)-③ 参照]

(5) 成田国際空港の更なる機能強化と利便性の向上等

1 成田国際空港の更なる機能強化と空港周辺の地域づくり

(4) 航空分野のグリーン施策の推進

航空分野において国内外で加速している脱炭素化の動きに対応していくため、航空会社や空港会社をはじめとする幅広い関係者が連携しつつ、航空分野全体で脱炭素化を推進していく仕組みを整備することが急務となっていることから、以下の事項について、しっかりと取り組むこと。

ア 空港の脱炭素化の実現に向け、国としても支援を実施するなど、積極的に取り組むこと。あわせて、地域と空港が連携した脱炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギーの空港内外における積極的活用などについて、空港周辺自治体とともに検討、取組を推進すること。

イ SAF（持続可能な航空燃料）のサプライチェーンの構築は、国際航空ネットワークの維持・強化に必要不可欠であることから、SAFの導入・普及促進に向けた政策を積極的に進めること。

[II-1-(4)-① 参照]

令和5年度 国の施策に対する重点提案・要望

◎ 施策横断的な取組

3 行財政基盤の強化

(1) 地方分権の推進

提案・要望先 内閣府、総務省、財務省
千葉県担当部局 総合企画部

【提案・要望事項名】 地方分権の推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 地方分権改革を推進するため、国と地方の役割分担を適切に見直し、地方が必要とする事務・権限及び税財源を一体的に移譲するとともに、「従うべき基準」は、廃止または「参酌すべき基準」とするなど、義務付け・枠付けの見直しを行うこと。
- 2 地方分権改革を推し進めるために導入された「提案募集方式」について、対象を拡充する等、制度の見直しを行い、地方の発意に根差した提案の実現に向け積極的に取り組むこと。
- 3 国・地方の税財源配分のあり方を見直し、地方税源の充実と、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。
- 4 感染症対策や防災・減災事業、社会保障サービスなど増大している財政需要を地方財政計画に的確に反映した上で、地方の安定的財政運営に必要な地方交付税の総額を確保・充実し、地方が国に代わって借り入れる臨時財政対策債は廃止すること。

また、今後想定困難な感染症の拡大や大規模災害への対応などが発生した場合、地域の実情に応じた施策を迅速かつ効果的に実施できるよう、必要十分な財政支援を確実に行うこと。
- 5 国庫補助負担金については、地方の超過負担を解消するとともに、国と地方の役割分担を見直した上で、地方が行うべき事業については、必要な権限と税財源を地方に移譲すること。

【直面している課題・背景】

- 地方分権改革は、個性豊かで活力に満ちた地域社会を構築し、地域の実情に合った住民サービスの向上を図るための基盤であり、これまで様々な取組が行われてきたものの、地方に対する事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直しは十分であるとは言えない。

住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねるという基本的な考え方に基づき、地方が必要とする事務・権限や税財源の更なる移譲を進めることが必要である。

また、地方分権一括法等により、国の法令で定めていた様々な基準が自治体の条例へ委任されたものの、基準を条例で定めるに当たって、省令により「従うべき基準」が設定されており、地方の裁量が許されていないことが多い。このため、地方が地域の実情に合った施策を推進できるよう、今後、「従うべき基準」の設定は行わず、既に設定された基準については、廃止または「参酌すべき基準」とするなど、義務付け・枠付けの見直しを行うことが必要である。

- 令和3年の「提案募集方式」においては、全国から220件の提案が寄せられたが、そのうち約2割が「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として、検討対象外とされている。

その中には、直近の社会情勢を踏まえた提案であっても過去と同内容の提案であり新たな支障が認められないとされてしまうものや、将来予想される支障を防止するための提案であっても現時点における具体的な支障事例を求められるものがある。

地方の意欲と知恵を十分に活かせるよう、過去と同内容の提案が複数の団体からあった場合には検討の対象とすることや、将来予想される支障を防止するための提案の場合には一律に具体的な支障事例を求めないことなど、制度の見直しを行っていく必要がある。

- 現状では、地方が担うべき事務権限に見合った税財源の移譲等が行われていないことから、地方の財政運営に支障が生じないように、地方一般財源総額を安定的に確保するとともに、地方の財源不足は、臨時財政対策債による補てんではなく、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な対策によって解消すべきである。

また、今後想定困難な感染症の拡大や大規模災害への対応など、急な財政需要の増大には、地域の実情に応じた施策を効果的かつ迅速に実施できるよう、地方創生臨時交付金などの自由度の高い財源の拡充が必要である。

- 国庫補助負担金について、空港警備隊費などで県の超過負担が生じていることから、まずは超過負担の解消を図るべきである。

その上で、地方の自由裁量を拡大し、国からの依存財源ではなく自主財源である地方税への税源移譲を進めることが重要であることから、国と地方の役割を見直した上で、国の関与をなくすべき事務に係る国庫補助負担金については、原則として廃止し、権限の移譲と併せて、地方税財源の拡充に向けた本質的な議論を行うべきである。

【参考１：令和３年の地方からの提案と検討区分別の状況（提案募集）】

○ **令和３年の提案総数：２２０件**（Ｒ２：２５９件）

（内訳）

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案	160件	220件	170件
重点事項（フォローアップ案件含む）（※）	38事項		40事項
重点事項と位置付けられた提案	57件		52件
関係府省における予算編成過程での検討を求める提案	18件	42件	27件
その他	42件		62件
提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案	39件		55件
提案募集の対象外である提案	3件		7件

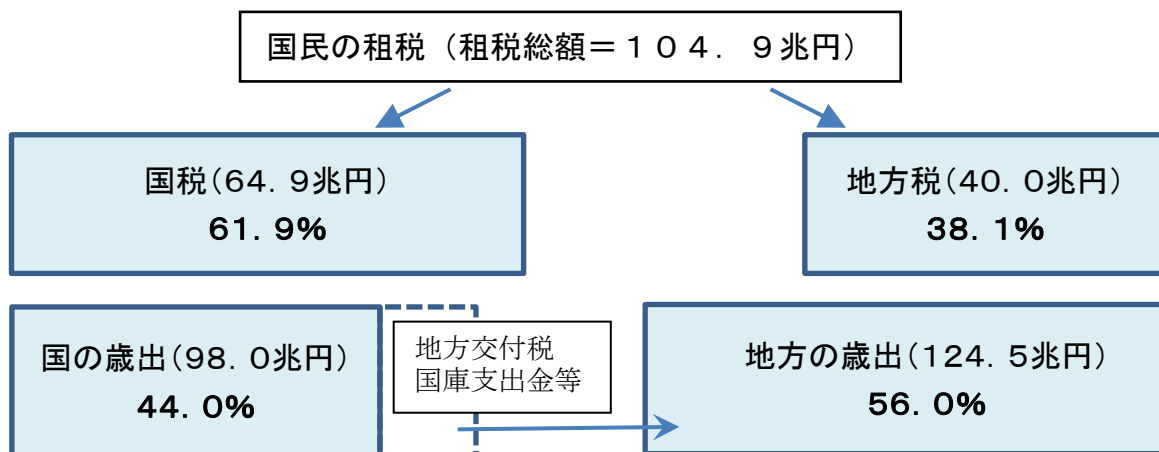
（参考：Ｒ２）

※ 地方分権改革有識者会議の提案募集検討専門部会で調査・審議を行う案件

地方からの提案総数（２２０件）に対して内閣府が調整を行う提案（予算編成過程での検討を求める提案を含む）とされなかった提案（４２件）の割合は約２割を占める。

【参考２：国と地方の税源配分（令和２年度）】

国と地方の税源配分（令和２年度）



国と地方の税収（国６：地方４）と歳出規模（国４：地方６）の比率は逆転しており、地方が担うべき事務権限に見合った税財源が配分されていない。

<参考>

新型コロナウイルス感染症関連要望

新型コロナウイルス感染症が及ぼしてきた社会経済への深刻な影響を踏まえ、今後の新興感染症が発生した際に、円滑かつ効果的に対応できるよう、各分野において、以下の事項を要望している。

重点提案・要望事項		ページ
〈Ⅰ 危機管理体制の構築と安全の確保〉		
1 危機管理体制の構築		
(1) 新型コロナウイルスをはじめとする感染症等健康危機への対応力強化		
① 医療機関等の経営安定化		1
② 新興感染症等及び将来の医療需要に対応できる医療提供体制の確保		3
〈Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備〉		
1 経済の活性化		
(2) 地域経済を支える中小企業・小規模事業者支援策の充実		55
(3) 雇用対策及び働き方改革の積極的な推進		59
(4) 成田国際空港の更なる機能強化		
② 新型コロナウイルス影響下の成田国際空港株式会社及び航空関連事業者への支援と旅客回復に向けた取組		67
(5) 観光立県の推進		
① 観光立県の実現に向けた国内観光需要の回復に対する支援		69
② 観光立県の実現に向けた外国人旅行者誘致及びM I C Eの推進		71
2 農林水産業の振興		
(6) 農林水産物の消費拡大に向けた支援		96
(7) 外国人技能実習生等を受け入れる農林漁業者等への支援		97
3 社会資本の充実とまちづくり		
(10) 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた公共交通事業者への支援		115
〈Ⅲ 未来を支える医療・福祉の充実〉		
1 医療提供体制の充実		
(3) 国民健康保険の持続可能な安定的運営に向けた財政基盤の確立		140
〈Ⅳ 子どもの可能性を広げる千葉の確立〉		
2 教育施策の充実		
(1) 学校における働き方改革のための教職員等の体制強化		153
(4) 特別支援学校スクールバスにおける感染症対策への支援		160
〈◎ 施策横断的な取組〉		
3 行財政基盤の強化		
(1) 地方分権の推進		189